

薬学教育評価ハンドブック

2025年度版
(2026年度受審用)



Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education

(JABPE)

はじめに

薬学教育評価機構（以下、機構）による第三者評価（専門分野別評価）事業に、平素よりご協力いただきありがとうございます。

2021 年度から第 2 期の評価基準に基づく評価が開始され、2025 年 3 月までに、35 校の受審大学の評価が終了いたします。評価を受けられた大学および評価に関わられた皆様のご尽力に深く感謝いたします。

第 2 期の薬学教育（6 年制）第三者評価の評価基準は、2017 年度から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 16 号）により三つの方針（ポリシー）の一体的な策定と公表が求められるという、大学教育および薬学教育をめぐる状況の変化に対応したもので、主として三つのポリシーに基づく薬学教育プログラム、内部質保証、学修成果の評価、「薬学実務実習に関するガイドライン」に準拠した臨床教育等について、それぞれの実施状況を点検・評価するものとなっております。

2022 年には、文部科学省の薬学系人材養成の在り方に関する検討会の下、薬学部教育の質保証専門小委員会から、6 年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめが公表されました。その中で、大学には内部質保証システムの具体的な内容を組織全体で理解するための取り組みが求められ、機構にも、入学定員から進路指導にわたる各課題について、大学の取り組みや改善を評価・支援してゆくことが期待されております。今年度は機構内に「薬学教育質保証委員会」を立ち上げ、各大学における薬学教育の内部質保証が充実するよう支援する体制を整えつつあります。

加えて、文部科学省は 2022 年度大学設置基準の改正において、基幹教員制度の立ち上げ等の大幅な学位プログラムの見直しを行いました。この改正は、本機構の評価にも大きく関わっております。

この度、薬学教育評価ハンドブック 2025 年度版（2026 年度受審用）を作成しました。本ハンドブックを通して第 2 期の評価基準が大学と機構の双方に周知・共有され、機構が掲げる「薬学教育プログラム評価の目的」を達成すべく評価事業が円滑に行われるとともに、上記の期待に十分に答えることができますようお願いしております。

2024 年 12 月吉日

一般社団法人 薬学教育評価機構
理事長 西 島 正 弘

ハンドブックの構成について

このハンドブックは、薬学教育評価機構（以下、機構）が実施する6年制薬学教育プログラムの評価に関して、機構による評価を受ける大学（以下、受審大学）および評価に関わる評価者が、それぞれの実務において留意すべき事項を「薬学教育評価 実施要綱」、「薬学教育評価 評価事業基本規則」等に沿ってまとめたものであり、以下の内容から構成されています。

I. 第2期の評価基準による薬学教育（6年制）第三者評価について

II. 薬学教育評価 実施要綱

本機構が実施する評価の基本方針および評価のガイドラインを記載しています。

III. 受審大学を対象とする評価の手引き

受審大学が提出する「自己点検・評価書」等の作成方法、訪問調査への対応、および申請から総合判定に至るまでの諸手続き等を説明しています。

IV. 薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準 2023年12月

V. 様式

受審大学および評価者が用いる各種様式を掲載しています。

VI. 資料

機構の評価事業に関わる規則等の資料を掲載しています。

目 次

はじめに

ハンドブックの構成について

I. 第2期の評価基準による薬学教育（6年制）第三者評価について	1
II. 薬学教育評価 実施要綱	3
III. 受審大学を対象とする評価の手引き	17
1. スケジュールの概要	17
2. 評価申請ならびに書面調査に必要な書類	20
2－1. 申請手続きの手順	
2－2. 申請に関わる注意事項と評価手数料の納入のお願い	
2－3. 「調書」の変更・訂正について	
2－4. 送付先・連絡先	
3. 調書の執筆・作成要領	22
3－1. 自己点検・評価の実施と「調書」ならびに根拠資料について	
3－2. 「自己点検・評価書」の執筆	
3－3. 「基礎資料」の作成	
3－4. 「添付資料」の整理	
3－5. 「訪問時閲覧資料」について	
4. 「評価チーム報告書案」への対応	27
5. 訪問調査への対応	28
5－1. 訪問調査の目的	
5－2. 調査対象キャンパスと訪問調査の日程調整	
5－3. 訪問調査に先立つ準備作業について	
5－4. 訪問調査当日について	
5－5. 正誤表の提出	
6. 「評価報告書（評価委員会案）」に対する意見の申立て	30
6－1. 意見申立のプロセス	
6－2. 意見申立に対する機構の対応	

目 次

はじめに

ハンドブックの構成について

I. 第2期の評価基準による薬学教育（6年制）第三者評価について	1
II. 薬学教育評価 実施要綱	3
III. 受審大学を対象とする評価の手引き	17
1. スケジュールの概要	17
2. 評価申請ならびに書面調査に必要な書類	20
2－1. 申請手続きの手順	
2－2. 申請に関わる注意事項と評価手数料の納入のお願い	
2－3. 「調書」の変更・訂正について	
2－4. 送付先・連絡先	
3. 調書の執筆・作成要領	22
3－1. 自己点検・評価の実施と「調書」ならびに根拠資料について	
3－2. 「自己点検・評価書」の執筆	
3－3. 「基礎資料」の作成	
3－4. 「添付資料」の整理	
3－5. 「訪問時閲覧資料」について	
4. 「評価チーム報告書案」への対応	27
5. 訪問調査への対応	28
5－1. 訪問調査の目的	
5－2. 調査対象キャンパスと訪問調査の日程調整	
5－3. 訪問調査に先立つ準備作業について	
5－4. 訪問調査当日について	
5－5. 正誤表の提出	
6. 「評価報告書（評価委員会案）」に対する意見の申立て	30
6－1. 意見申立のプロセス	
6－2. 意見申立に対する機構の対応	

7. 評価結果の通知と公表等	31
8. 評価の結果への対応	31
8-1. 「適合」と判定された場合	
8-2. 「評価継続」、「不適合」と判定された場合	
9. 認定証と適合認定マーク	32
10. 認定の有効期間	34
 IV. 薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準	 35
 V. 様式	 47
様式1 評価申請書	49
様式2-1 提出資料一覧	50
様式2-2 訪問時閲覧資料一覧	51
様式3 自己点検・評価書	53
様式4 基礎資料（専任教員制）	86
様式4 基礎資料（基幹教員制）（抜粋）	109
様式5 「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答	118
様式6 訪問調査時のスケジュール	125
様式7 訪問調査時の見学施設・参観授業一覧	127
様式8-1 「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿	128
様式8-2 「若手教員との意見交換」大学側出席者名簿	129
様式9 学生面談時の参加予定学生	130
様式10 意見申立書	131
様式11 提言に対する改善報告書	133
様式12 異議申立書	136
様式13 再（迫）評価申請書	138
様式14 再（迫）評価改善報告書	139
様式15-1 評価チーム報告書案	144
様式15-2 評価チーム報告書	146
様式16 評価報告書（評価委員会案）/ 評価報告書	149

VI. 資料	153
資料 1 評価事業基本規則	155
資料 2 評価実施員の選出に関する規則	165
資料 3 守秘義務に関する規則	166
資料 4 評価者および本機構事務局職員倫理規則	168
資料 5 個人情報の保護に関する規則	169
資料 6 薬学教育評価 実施規則	172
資料 7 適合認定マークの使用に関する規則	177
資料 8 評価手数料規則	179
資料 9-1 (専任教員制) 6 年制薬学科の専任教員数に関する大学設置基準等の抜粋と 計算例	180
資料 9-2 (基幹教員制) 6 年制薬学科の基幹教員数に関する大学設置基準等の抜粋と 計算例	182
資料 10 三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン	185
資料 11 「薬学教育シラバス」に記載する項目の例示	195

VI. 資料	153
資料 1 評価事業基本規則	155
資料 2 評価実施員の選出に関する規則	165
資料 3 守秘義務に関する規則	166
資料 4 評価者および本機構事務局職員倫理規則	168
資料 5 個人情報の保護に関する規則	169
資料 6 薬学教育評価 実施規則	172
資料 7 適合認定マークの使用に関する規則	177
資料 8 評価手数料規則	179
資料 9-1 (専任教員制) 6 年制薬学科の専任教員数に関する大学設置基準等の抜粋と 計算例	180
資料 9-2 (基幹教員制) 6 年制薬学科の基幹教員数に関する大学設置基準等の抜粋と 計算例	182
資料 10 三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン	185
資料 11 「薬学教育シラバス」に記載する項目の例示	195

I. 第2期の評価基準による薬学教育（6年制）第三者評価について

薬学教育評価機構（以下、機構）による薬学教育第三者評価は、分野別評価として2013年度から開始され、2019年度には74大学全てが受審することにより第1期が終了しました。この間、2017年度から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）では三つの方針（ポリシー）の一体的な策定と公表が求められ、また新学習指導要領において「学力の3要素」が「資質・能力の三つの柱」とされ、この「資質・能力」が高大接続改革によって初等・中等教育だけでなく高等教育まで通貫する教育目標として位置づけられました。そこで、2018年度に第3期を迎えた機関別認証評価においては、「内部質保証の重視」と共に、「三つの方針（ポリシー）に基づく大学教育」、「学修成果の評価」などを中心とした評価制度の改善・発展により、各大学に対して教育の質向上を求めています。

薬学教育第三者評価の第1期では、プロセス基盤型教育に基づいたモデル・カリキュラムに準拠した教育が求められる中で、薬学におけるアウトカム重視の全人的教育の質保証として、ヒューマニズム教育や医療倫理教育、コミュニケーション能力・自己表現力、問題解決能力の醸成教育における「目標達成度」や「総合的な学習成果」に関する自己点検・評価が大学に求められました。こういった評価は、2015年度入学生から開始された「学習成果基盤型教育」に基づいた改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムによる教育にも適用され、自己点検・評価が行われてきました。

こういった中で、機構は、第三者評価の第2期の評価に向けて、今後社会から求められる薬学教育および薬剤師養成の在り方を鑑み、薬学分野別評価としての第三者評価においても、「内部質保証を重視した評価制度」を基盤とした「三つの方針（ポリシー）に基づく大学教育の質の転換」、さらには「学修成果にかかる評価の充実」が教育の質向上に向けた重要な基軸となるものとして以下のように薬学教育評価基準の改定を行いました。

- ① 6年制薬学教育課程の整備と実施から、より内容重視へ
- ② 三つの方針の策定・運用と学修成果（アウトカム）の評価
- ③ 三つの方針に基づいた教育プログラムの自己点検・評価の実行

改定・評価基準では、「教育研究上の目的と三つの方針」（項目1）、「内部質保証」（項目2）、「教育課程の編成」、「教育課程の実施」、「学修成果の評価」からなる「薬学教育カリキュラム」（項目3）、及び「学生の受入れ」（項目4）を重視しており、19の評価基準のうち、14の基準がこれらの項目にあります。一方、第1期で教育課程の構築・整備に主眼が置かれていた内容に相当する項目5～項目8では、よりアウトカムに重点を置いた評価を目指したものになりました。ただし、これらの項目の評価基準は、第1期の評価結果に基づいて、スリム化と明確化が行われています。

大学による「内部質保証」と機構による「外部質保証（第三者評価）」から薬学教育の質保証が成り立っています。ここで言う第三者評価とは、各大学の薬学教育プログラムが機構の定める評価基準に“適合”することの“認定”によって、それぞれの大学の6年制薬学教育が“社会が求める薬剤師養成教育の質のレベル”を満たしていることを客観的に保証することです。このような

外部質保証として適正な第三者評価を行うには、各大学におけるきめ細かな自己点検・評価（内部質保証）が欠かせません。内部質保証とは、大学が社会から負託された使命を遂行するために自らの教育研究活動を継続的に律するための仕組みです。改定・評価基準は、大学教育、薬学教育の変化に対応し、大学の「三つの方針に基づく薬学教育プログラム」の向上を目指したものとなっています。従って、この評価基準による自己点検・評価の実施と、その結果に基づくPDCAサイクルによる改善を大学が行うことによって、教育の質保証（内部質保証）を図ることができると言えます。

評価基準の改定により大きく変わった点は、第1期の「評価基準」は「観点をすべて満たせば基準に適合する」という構造であったのに対して、「改定・評価基準」では、「観点はその基準に重要な内容ではあるが、観点だけ満たしても基準に適合するわけではない」という点です。従って、観点、注釈のみに囚われることなく、各大学の特色を存分に活かした自己点検・評価が行われることが期待されます。

薬剤師の国家試験受験資格については、医師、歯科医師、獣医師と同様に、大学において“全人教育と一体となった専門教育”を修めることが必要であるとの理念から、資格科目ではなく養成機関が6年制薬学部限定されており、またその教育プログラムは個々の大学に委ねられています。それ故、大学は自己点検・評価をもって内部質保証を行い、それを機構による第三者評価に託して外部質保証を受けることによって、社会に対して責任を果たすことになります。例えば、機構による第三者評価は、薬学教育プログラムにおいて重要な位置づけにある臨床実習（実務実習）において、薬剤師資格のない薬学生が、医療現場で参加型の実習を行う上で、社会に対して理解と支持を得るために重要な役割を担っています。

機構による第三者評価の第2期においても、6年制薬学教育プログラムの質の担保と改善の促進、さらには国民の理解・信頼を深めることを目指しており、これは第1期と変わりません。一方で、第三者評価が第1期で目指した到達すべきアウトカムを重視した薬学教育の質の保証は、依然として十分とは言い難い状況です。第2期では、「内部質保証」、「三つの方針（ポリシー）」の運用に加えて、教育プログラムの実質化によるアウトカム重視の質保証に重要な「学修成果にかかる評価」を基軸とした「評価基準Ver.2」が導入されています。機構は、薬学分野別評価としての第三者評価の目的と評価基準に沿った評価の在り方を大学と共有し、第1期で目指した公正・公平な評価のもとに、個々の大学による主体的な自己点検・評価、内部質保証の取り組みを尊重した適正な評価、そして評価過程における大学との丁寧な意見交換による形成的評価を行うことで、薬学の発展に寄与する「外部質保証」を目指します。

Ⅱ．薬学教育評価 実施要綱

薬学教育評価 実施要綱

2024 年 4 月

一般社団法人 薬学教育評価機構

項目

1. 評価の対象
2. 評価の目的および基本方針
3. 評価の実施体制
4. 評価の実施方法
5. 評価の結果
6. 評価結果の通知及び公表
7. 「認定」の取消し等
8. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出
9. 情報公開
10. 評価の時期
11. 再評価
12. 追評価
13. 「評価基準」等の変更手続き
14. 異議申立て
15. 評価手数料

1. 評価の対象

薬学教育評価機構（以下、機構とします。）は、各薬科大学・薬学部（以下、各大学とします。）の6年制薬学教育プログラム*（以下、「薬学教育プログラム」とします。）を定期的な評価の対象とします。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

2. 評価の目的および基本方針

機構が実施する評価の目的と基本方針は以下の通りです。

- 1) 機構が定める「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における「薬学教育プログラム」の質を保証します。

（基本方針）

- ① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。
- ② 教育研究活動等に対するピア*・レビューを中心とする評価を実施します。

*ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。

- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の「薬学教育プログラム」の改善を促進します。

（基本方針）

- ① 各大学の「薬学教育プログラム」の改善点を明確にします。
- ② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

- 3) 評価の結果を基に各大学の「薬学教育プログラム」の質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

（基本方針）

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

3. 評価の実施体制

1) 総合評価評議会

総合評価評議会は、「薬学教育プログラム」に関して広く高い見識を有する教育関係者および実務薬剤師、ならびに医療や社会などその他の分野に関する学識経験を有する者により構成されます。評価事業の最高意思決定機関として、機構理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、機構

理事会へ報告します。

2) 評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、実務薬剤師およびそれ以外の者であって「薬学教育プログラム」に関する見識を有する者により構成され、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、3）参照）の編成を行います。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整、その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について総理します。評価の対象となる「薬学教育プログラム」ごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告します。

3) 評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員4名から成るものとします。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととします。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告します。

4. 評価の実施方法

1) 評価の概要（参考1および2を参照）

評価は、以下の2段階で実施されます。

① 大学における自己点検・評価

機構による評価を申請する大学（以下、受審大学とします。）は、「薬学教育評価ハンドブック」に従って、自らが実行している「薬学教育プログラム」に対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成します。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する19の『基準』ごとに教育研究活動等の状況を分析し、8の『項目』ごとに優れた点、改善を要する点などの自己点検・評価結果を記述します。受審大学には、全ての『基準』に係る状況を分析し、整理することが求められます。なお、19の『基準』に関し、あらかじめ定められた『観点』をすべて満たせば『基準』を満たすという構成にはなっていません。『観点』は、『基準』への適合又は卓越性を判断するときに特に重点的に求められる内容を定めたものです。この『観点』に加えて、受審大学が各評価対象において独自の『観点』を設定する必要があると考えられる場合には、これを設定した上で、その『観点』についての状況を分析し、記述することができます。

② 機構における評価

ア 「評価基準」を構成する8の『項目』ごとに、受審大学から提出される「自己点検・

評価書」に基づき、現状を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにします。また、適合水準に達しているかどうかの判断は、訪問調査に基づく評価を含めて総合的に行います。

イ 受審大学に対する「評価基準」への総合的な適合性審査を行い、その結果を受審大学に通知し、公表します。

ウ その取り組みが優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨を受審大学に通知し、公表します。

2) 機構による評価のプロセス

機構は、受審大学ごとに以下の手順で評価を実施します。

① 書面調査

評価チームは、「薬学教育評価ハンドブック」に基づき、受審大学が作成する「自己点検・評価書」（自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）、および機構が調査・収集する資料等を基に書面評価を実施します。

② 訪問調査

評価チームは、「評価の手引き（評価者用）」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について、受審大学を訪問して調査します。

③ 評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成します。

④ 評価報告書（評価委員会案）の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書（評価委員会案）を作成します。

⑤ 意見の申立て

評価委員会は、評価報告書（評価委員会案）を受審大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

⑥ 評価報告書原案の作成

受審大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成します。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書（評価委員会案）を評価報告書原案とします。

⑦ 評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成します。

5. 評価の結果

1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。ただし、判定を保留する場合には、評価を継続します。

機構は、受審大学の「薬学教育プログラム」が、8の『項目』について適合水準に達しているか否かを評価した上で、全体を通して総合判定を行います。一部に重大な問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。「薬学教育プログラム」として非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

なお、総合判定は、総評として文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述します。

適 合：「薬学教育評価 評価基準」を満たしている。

不適合：「薬学教育評価 評価基準」を満たしていない。

2) 『項目』の評価

8の『項目』の評価は『項目』ごとに、『項目』内の『基準』の評価を総合的に判断し、原則として以下のような5段階で評価します。『項目』ごとの評価結果は、多段階評価等の結果に基づき、概評として文章により表記します。

S：卓越している

A：適合水準を超えている

B：適合水準に達している

C：おおむね適合水準には達しているが、懸念される点が認められる

D：適合水準に達していない

3) 『基準』の評価

19の『基準』ごとに満たされているか否かを確認し、その結果を『項目』の評価に反映します。

4) 改善すべき点

① 総合的に「適合」と判定された受審大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「提言に対する改善報告書」を機構に提出することとします。

② 「改善すべき点」は、当該事項について改善・向上を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告することとします。

③ 当該大学から提出された「提言に対する改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。

5) 助言

① 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「助言」を付された場合、改善・向上の努力が求められるものですが、その対応は当該大学の判断に委ねることとします。

② 当該大学は、指定された期限までに「助言」への対応状況を機構に報告することとします。機構は報告内容を公表します。

6. 評価結果の通知及び公表

1) 「薬学教育プログラム」の総合判定の結果は、『項目』ごとの評価結果を踏まえた評価報告書をもって通知します。

2) 評価報告書は、ホームページ(<https://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。

3) 評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」、および「基礎資料」（大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をホームページ（同上）に掲載します。

4) 文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、当該年度の評価結果報告書の送付をもって行います。

7. 「認定」の取消し等

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（機構による適合認定が有効である期間）、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の変更その他必要な措置をとることがあります。

8. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

1) 各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める重要事項の変更が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届け出ることとします。

2) 届出を必要とする重要な変更内容とは、総合判定の結果に影響を与えるものとします。

3) 届出があった場合、必要に応じてその内容についての審査を行います。

4) 審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。

9. 情報公開

1) 機構は、「薬学教育プログラム」の評価の透明性及び客観性を高めるために、機構に関する以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ホームページ（同上）への掲載等適切な方法により提供します。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員の氏名
- ③ 評価の対象
- ④ 「評価基準」及び評価の方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価結果の公表の方法
- ⑦ 評価の周期
- ⑧ 評価に係る手数料の額

2) 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、開示することにより、“① 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものや個人の権利利益を害するおそれがあるもの”、“② 機構に関する情報であって機構が行う業務の適正な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの”等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の公開に当たっては、当該大学と協議します。

10. 評価の時期

1) 評価の申請は、毎年度1回受け付けます。

2) 申請予定大学は、評価実施年度の4月に別に定める様式に従って、機構に評価を申請します。

3) 機構は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施します。

4) 各大学は、本評価を受けた後、当該評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の評価を受けるものとします。

11. 再評価

1) 再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の「薬学教育プログラム」を対象に1回に限り実施します。

2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『項目』に限定して実施します。

- 3) 評価が継続となった大学は、別に定める手続きに従って、機構に再評価を申請することとします。
- 4) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」とであると判定し、公表します。
- 5) 再評価において、その対象となった『項目』に関わる「薬学教育プログラム」の状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の「薬学教育プログラム」を「適合」と認め、公表します。
- 6) 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。
- 7) 再評価においてもその対象となった『項目』に関わる「薬学教育プログラム」の状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、公表します。
- 8) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 2. 追評価

- 1) 追評価は、本評価において「薬学教育プログラム」が「不適合」と判定された大学から、別に定める手続きに従って申請があった場合、1回に限り実施します。
- 2) 追評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『項目』に限定して実施します。
- 3) 追評価において、その対象となった『項目』に関わる「薬学教育プログラム」の状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の「薬学教育プログラム」を「適合」と認め、公表します。
- 4) 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。
- 5) 追評価においても、その対象となった『項目』に関わる「薬学教育プログラム」の状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、公表します。
- 6) 追評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 3. 「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保します。「評価基準」と「実施要綱」等については基準・要綱検討委員会、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定します。

1 4. 異議申立て

本評価、再評価あるいは追評価において、「薬学教育プログラム」の総合判定が「不適合」、あるいは本評価において「評価継続」とされた場合には、その結果（不適合、評価継続）の変更を求める異議申立てを行う機会を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される異議審査委員会を総合評価評議会の下に設置し、審査を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。異議申立ての審査結果に対する異議の申立てはできません。

1 5. 評価手数料

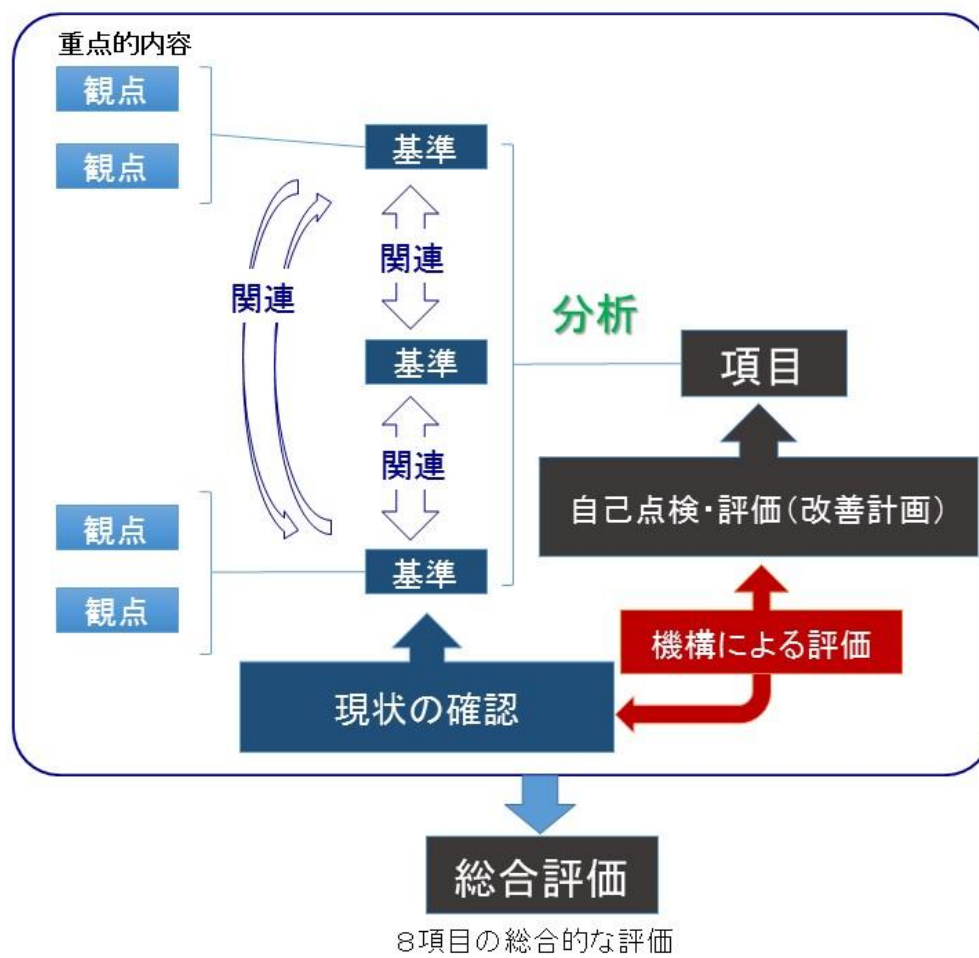
申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入することとします。

なお、本要綱の適用は第2期第三者評価の2025年度の受審大学からとする。

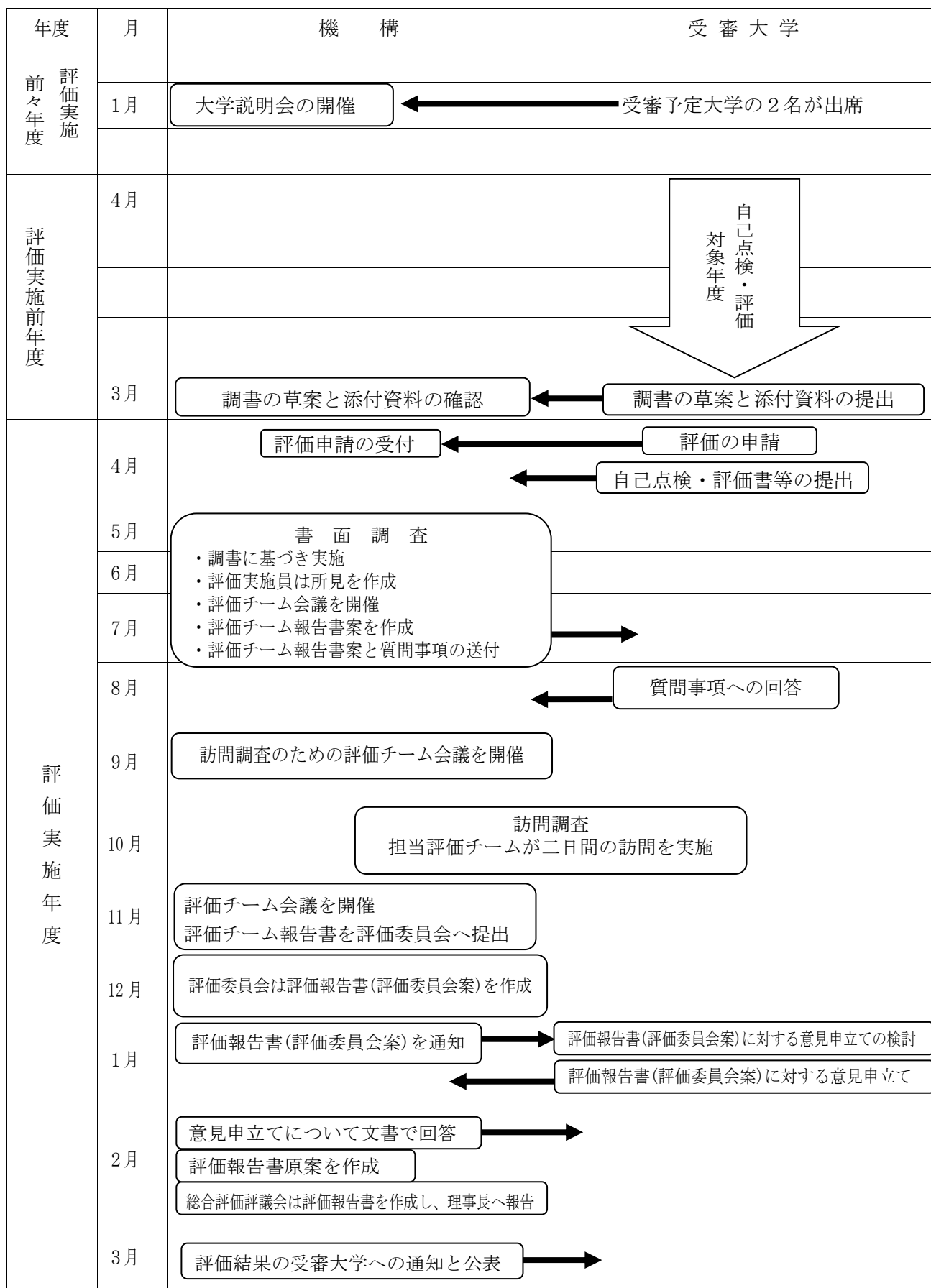
(Ⅱ. 参考1 評価の『基準』数および『観点』数

『基準』数および『観点』数				
項目		『基準』数		『観点』数
1 教育研究上の目的と三つの方針		3		7
2 内部質保証		2		3
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1	7	3
	3-2 教育課程の実施	5		11
	3-3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2		7
5 教員組織・職員組織		2		12
6 学生の支援		1		4
7 施設・設備		1		0
8 社会連携・社会貢献		1		3
(合計数)		19		53

(Ⅱ. 参考2 評価の概要)



(Ⅱ. 参考3 評価のプロセス)



Ⅲ. 受審大学を対象とする評価の手引き

1. スケジュールの概要

機構による評価は、評価を受ける大学（受審大学）が行った自己点検・評価結果をまとめた「調書」（「自己点検・評価書」と「基礎資料」）に対する「書面調査」と「訪問調査」により実施します。2026 年度の評価のスケジュールは以下のとおりです。

（１）大学への説明会

- ・ 2025 年 1 月下旬

（２）大学が行う自己点検・評価

- ・ 2025 年度

（３）「調書」の草案と「添付資料」の提出

- ・ 2026 年 3 月 4 日（水）必着（点検結果は 3 月 27 日（金）までに通知）

（４）「申請書」の提出

- ・ 2026 年 4 月 3 日（金）必着

（５）「調書」、「添付資料」の提出

- ・ 2026 年 4 月 22 日（水）必着

（６）評価手数料の納入

- ・ 納入期限：2026 年 7 月末日

（７）「評価チーム報告書案」の大学への送付

- ・ 2026 年 7 月 22 日（水）を予定

（８）「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」の提出

- ・ 2026 年 8 月 18 日（火）必着

（９）訪問調査に関して大学が準備する書類（様式 6 ～様式 9）の提出

- ・ 訪問日の 10 日前まで

（10）訪問調査の実施

- ・ 2026 年 10 月中の連続した 2 日間を予定

（11）「評価報告書（評価委員会案）」の大学への送付と「意見申立書」の提出

- ・ 「評価報告書（評価委員会案）」：2027 年 1 月上旬を予定
- ・ 「意見申立書」の提出：2027 年 1 月 22 日（金）必着

(12) 「意見申立書」への文書による回答の大学への送付

- ・ 2027 年 2 月中旬を予定

(13) 大学へ「評価報告書」を送付

- ・ 2027 年 3 月中旬を予定
- ・ 「異議申立書」の提出：「評価報告書」の受理後 2 週間以内厳守

(14) 「評価報告書」、「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「正誤表」を年度内に公表

* * * * *

(15) 「評価報告書」の提言（改善すべき点・助言）への対応報告

- ・ 報告期限：2030 年 3 月末日

(16) 再評価の申請（評価継続の大学のみ）

- ・ 申請期限：2030 年 3 月末日

<評価スケジュールの概要>

年	月	大 学	本機構
2024年	1・2月	受審大学への説明会(1月下旬～2月上旬を予定)	
	3	事前相談期間	
	4月	「自己点検・評価」対象年度 (「調書」等の作成および 「添付資料」の提出準備)	
	12月		
2025年	1・2月		
	3月	「調書」の草案と「添付資料」の提出(期日は別記)	「調書」の草案と「添付資料」の確認 「調書」と「添付資料」(草案)への修正の助言 (別記の期日までに通知)
	4月	「申請書」提出(期日は別記) 「調書」および「添付資料」の提出(期日は別記)	書面調査の開始 訪問調査の日程調整の開始
	5月		
	6月		
	7月	評価手数料の納付(期限7月末日)	「評価チーム報告書案」(質問事項含む) の送付(期日は別記)
	8月	「評価チーム報告書案に対する確認および 質問事項への回答」の提出(期日は別記)	
	9月	訪問調査に関わる書類の提出 (訪問10日前まで)	訪問調査に関わる書類の提出依頼
	10月	訪問調査の実施(10月中の連続した2日間を予定) 正誤表の提出(期日は別途通知)	訪問直前に機構側出席者を通知
	11月		
	12月		
	1月	「意見申立書」の提出(期日は別記)	「評価報告書(評価委員会案)」の送付(上旬)
	2月		「意見申立書への回答」の送付(中旬)
	3月	「異議申立書」の提出(2週間以内)	「評価報告書」の送付(中旬) 評価結果の公表(下旬)
	4～12月		
2027年～		提言に対する改善報告(2029年3月末日まで)	改善報告の審議結果の通知と公表
		再評価申請(毎年3月末日、2029年3月末日まで)	再評価・追評価の評価結果の公表
		追評価申請(毎年6月末日)	

2. 評価申請ならびに書面調査に必要な書類

2-1. 申請手続きの手順

- (1) 機構事務局による「調書（「自己点検・評価書」と「基礎資料」）」の草案と「添付資料」に対する事前確認

書面調査を円滑に進めるために、「調書」の草案と「添付資料」を機構事務局で点検し、不足している資料、修正が望まれる点などを2026年3月27日（金）までに大学に助言します。

「調書」の草案は、「3. 調書の執筆・作成要領」に従って作成し、下記の要領で提出してください。

◆ 提出期限：2026年3月4日（水）必着

◆ 提出する書類等と印刷部数（草案用）：

- ① 「提出資料一覧」（様式2-1、2-2、2-2別紙）：1部

※様式はWordファイルですが、Excelファイルでの作成でもかまいません。

- ② 「自己点検・評価書」（様式3）（草案）：1部

※様式に設定されている行番号を表示して印刷してください。

- ③ 「基礎資料」（様式4）（草案）：1部

- ④ 「添付資料」（根拠となる資料・データ等）：1部

※必ず提出する添付資料1～8および電子化できない添付資料は印刷物として提出し、その他は電子化データのみを提出してください。

- ⑤ 上記①～④のPDFファイル

※④「添付資料」の電子化の具体的な方法および電子ファイルの提出方法については、別途お知らせします。

◆ 提出書類の体裁（草案は本評価と同じ体裁です）：

- ・「自己点検・評価書」

両面印刷してフラットファイルに綴じ、表紙と背表紙部分に「〇〇大学薬学部自己点検・評価書」と明記してください。表紙の年月は、機構に「調書」を提出する年月です。

- ・「基礎資料」

両面印刷し、基礎資料番号のインデックス・ラベルを付してフラットファイルに綴じてください。表紙と背表紙部分に「〇〇大学薬学部基礎資料」と明記し、「自己点検・評価書」とは別冊にして提出してください。

基礎資料3の進級・卒業状況ならびに基礎資料4の入試結果については、「草案」の提出時に未確定のデータは空欄のままでかまいません。

- ・「添付資料」

① 「添付資料」には、資料番号のインデックス・ラベルを付し、資料番号順にファイルに綴じてください。

- ② ファイルに綴じることができない場合も、個々の資料に資料番号のインデックス・ラベルを付してください。
- ③ 書面調査における評価実施員の資料の取り扱いを考慮し、可能な範囲で以下のようにご協力いただけますと幸いです。
 - ・ パイプ式ファイルの場合、1冊の厚さが8 c m（規格表示）以内のファイル（分冊可）
 - ・ 両開きのファイルは外れやすいため、片開きのファイルを推奨

（２）「申請書」の提出

- ◆ 提出期限：2026年4月3日（金）必着
- ◆ 「薬学教育評価申請書」（様式1）：1部

申請を受理後、機構事務局から大学に受理通知をお送りします。なお、代表者（学長・学部長等）が交代する場合は、2026年度4月の状況を反映した書類の作成をお願いします。

（３）「調書（下記②と③）」および「添付資料等」の提出

- ◆ 提出期限：2026年4月22日（水）必着
- ◆ 提出する書類等と印刷部数（本評価用）
 - ① 「提出資料一覧」（様式2-1、2-2、2-2別紙）：7部
 - ② 「自己点検・評価書」（様式3）：15部（行番号を表示して印刷）
 - ③ 「基礎資料」（様式4）：15部
 - ④ 「添付資料」（根拠となる資料・データ等）

必ず提出する添付資料（資料1～8）：7部

上記以外の全ての添付資料：1部

⑤ 電子ファイル

- ・ ①のWordファイル（Excelファイルも可）およびPDFファイル
- ・ ②のWordファイルおよびPDFファイル（PDFファイルは様式に設定されている行番号を削除してご提出ください。）
- ・ ③④のPDFファイル（④「添付資料」の電子化の具体的な方法および電子ファイルの提出方法については、別途お知らせします。）

※ ④「添付資料」は、訪問調査時の閲覧用として、提出分とは別に1部ずつ大学にご用意ください。

2-2. 申請に関わる注意事項と評価手数料の納入のお願い

- （１）受理後、原則として申請の取り下げは認められません。（「薬学教育評価 実施規則」VI.【資料6】）

- （２）申請書の受理後に評価手数料の請求書を大学へ送付しますので、下記の期限までに指定の口座にお振込みください（納入された評価手数料は、原則として返金で

きません)。(「評価手数料規則」VI.【資料8】)事情により評価手数料の納入が遅れる場合は、機構事務局にご連絡ください。

◆ 評価手数料振込み期限：2026年7月末日

2-3. 「調書」の変更・訂正について

「調書」は、受理後の変更・訂正ができません。ただし、数値データや固有名詞の誤記、誤字、脱字などの単純な誤りと機構が認めたものについては、「正誤表」で対応し、「調書」とともに「正誤表」を公表します。

2-4. 送付先・連絡先

「申請書」、「調書」、「添付資料」等の送付先、データ送信先、評価に関する連絡先は次のとおりです。

一般社団法人 薬学教育評価機構 事務局
住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館 1階
電話：03-6418-4797 FAX：03-6418-6599
Eメール：jimu-kyoku@jabpe.or.jp

3. 調書の執筆・作成要領

3-1. 自己点検・評価の実施と「調書」ならびに根拠資料について

大学は、評価対象年度である2025年度に薬学教育評価基準に基づいて自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」(様式3)、および、「基礎資料」(様式4)を作成します。

「自己点検・評価書」の記述の根拠とする「基礎資料」以外の資料は、調書と共に提出できるものを「添付資料」、学外への搬出が不可能な資料を「訪問時閲覧資料」とします。

根拠資料は、評価対象年度のものを使用します。ただし、機構が年度を指定しているもの、および大学が根拠とする必要があると判断される場合は、それらに対応する年度の資料もご使用ください。

調書等を作成する際には、受審大学への説明会で配付した資料もあわせてご参照ください。

3-2. 「自己点検・評価書」の執筆

(1) 「自己点検・評価書」の書式

機構のホームページ(<https://www.jabpe.or.jp>)の評価対象年度の「薬学教育評価ハンドブック」から、「自己点検・評価書」(様式3) Word ファイルをダウンロードし、その書式を変えずに使用してください。

(2) 「自己点検・評価書」の執筆時の注意

「薬学教育評価ハンドブック」の「自己点検・評価書」(様式3)には、『項目1』の記入欄に、斜体文字で執筆の要領を記載しています。『項目2』以後は、特に記載された指示がない限り、同様の要領で執筆してください。

提出時には、ハンドブックの表紙のテキストボックスならびに斜体文字の部分は削除してください。項目名、【基準】、【観点】、注釈は残してください。

また、次の①～④に従ってください。

① 【基準】【観点】について

第1期の評価では、【観点】を満たせば【基準】を満たす構成になっていましたが、第2期の評価では、【観点】を満たしただけでは、【基準】を満たしたことはありません。

しかし、【観点】は【基準】に対して特に重点的に求められる内容ですので、全ての【観点】に対応する[現状]を記述することが必要です。

② [現状] 執筆時の注意

[現状]は、『項目』の【基準】に沿って記述してください。

[現状]に記述した薬学教育プログラムの内容については、個々の内容ごとに記述した文章の直後に、それに対応する根拠資料を必ず引用してください。

③ 根拠資料の引用方法

根拠資料を「自己点検・評価書」に引用する際は、次のように記述してください。

「基礎資料」に含まれている内容については、該当する「基礎資料」を必ず引用してください。

- ・「基礎資料」を引用する場合の例：(基礎資料2 p. 5)、(基礎資料3-1)
- ・「添付資料」を引用する場合の例：(資料25)
- ・「訪問時間閲覧資料」を引用する場合の例：(訪問時36)
- ・冊子体の資料を引用する場合の例：(資料9 p. 6～8) 該当ページを明記
- ・複数の資料を連続して引用する場合

次の下線部のように、文章に出てくる順に資料を並べて引用してください。

例：「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、シラバス、大学パンフレットに記載し(資料5 p. 6、資料1 p. 2)、ホームページで公表している(資料11、12、13)。」

- ・Web上にある資料を引用する場合

ホームページなど、Web上にある資料を引用する場合には、当該ページのハード・コピーを「添付資料」とし、資料番号のみを引用してください(URLは本文中には記載せず、提出資料一覧に記載してください)。

- ・冊子体のシラバスがない場合

Web版シラバス(評価対象年度)の全体のハード・コピーを冊子体(資料5)とし、すべてのページ(表紙を除く)にページ番号をつけて、(資料5 p. 21、p. 26)などのように引用してください。

④ [現状]の説明での図表の使用法

[現状]の説明に図表を使用する場合は、以下の(i)から(iii)に従って大学

が最適と判断する位置に挿入して引用してください。

- (i) 図表には統一した番号(図、表別に、【基準の番号+基準内での連番】)をつけてください(下記、図、表の番号の例示参照)。
- (ii) 図表の内容(数値や事実)に対しては、それらの根拠(「添付資料」、「訪問時閲覧資料」)の番号などを図表に明示してください。
- (iii) 図表の文字の大きさは、例えば本ハンドブックの基礎資料2の文字程度以上としてください。

<図、表の番号の例示>

基準番号と対応	表3-2-1-1	ヒューマン・コミュニケーション系の授業科目および学習方略												
	<table border="1"><thead><tr><th>授業科目</th><th>学習方略 (コマ数)</th><th>根拠資料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ヒューマン・コミュニケーション倫理</td><td>講義(6) SGD(4)</td><td>資料5 p.○、訪問時 45</td></tr><tr><td>コミュニケーションⅠ</td><td>講義(8) SGD(2)・発表</td><td>資料5 p.△、訪問時 46</td></tr><tr><td>コミュニケーションⅡ</td><td>講義(2) SGD(8)・発表</td><td>資料5 p.□、訪問時 47</td></tr></tbody></table>			授業科目	学習方略 (コマ数)	根拠資料	ヒューマン・コミュニケーション倫理	講義(6) SGD(4)	資料5 p.○、訪問時 45	コミュニケーションⅠ	講義(8) SGD(2)・発表	資料5 p.△、訪問時 46	コミュニケーションⅡ	講義(2) SGD(8)・発表
授業科目	学習方略 (コマ数)	根拠資料												
ヒューマン・コミュニケーション倫理	講義(6) SGD(4)	資料5 p.○、訪問時 45												
コミュニケーションⅠ	講義(8) SGD(2)・発表	資料5 p.△、訪問時 46												
コミュニケーションⅡ	講義(2) SGD(8)・発表	資料5 p.□、訪問時 47												

例示の表番号は、【基準3-2-1】で使用する1つめの表を意味しています。

3-3. 「基礎資料」の作成

(1) 「基礎資料」の書式

「基礎資料」は、機構のホームページの評価対象年度の「薬学教育評価ハンドブック」から、「基礎資料」(様式4)のExcelファイルをダウンロードし、「作成上の注意事項」に従って作成してください。

(2) 「基礎資料」の基準日について

データの基準日は、原則として、評価対象年度の5月1日です。ただし、基礎資料3-3(年度末の卒業判定会議で認定された数値)、基礎資料9の研究活動および基礎資料10の表2(抗体検査の実施状況)は、基準日が異なりますので注意してください。

3-4. 「添付資料」の整理

「添付資料」は、「自己点検・評価書」の記述内容の根拠となる資料であり、下記の<必ず提出する添付資料>と、大学が独自に追加する資料とで構成されます。書面調査の正確を期するため、下記の3-5.で<訪問時に閲覧を求める資料・データ等>としている資料以外は、原則として「添付資料」として提出してください。

＜必ず提出する添付資料＞

資料 No.	必ず提出する添付資料
資料 1	薬学部パンフレット
資料 2	学生便覧
資料 3	履修要綱（学生便覧に収載されている場合は、「資料 2 に収載」と表記）
資料 4	新入生ガイダンス資料、2～6 年の 4 月ガイダンス資料
資料 5	シラバス
資料 6	時間割表（全学年、1 年分）
資料 7	評価対象年度の実務実習（薬局・病院）の概略評価表（実務実習に関する連絡会議から示された「評価の観点」の例示に対応した評価表。評価結果未記入の雛形の印刷体を添付。評価結果は訪問時間閲覧資料とします。）
資料 8	入学志望者に配布した学生募集要項（評価対象年度に実施した入試）

（１）「添付資料」の番号付け

- ・「添付資料」には資料番号（資料 1～資料 8 は上表のとおりとし、大学が独自に追加するものは資料 9 からの連番）を付けて整理し、「提出資料一覧」（様式 2-1）に記載してください。
- ・資料の番号は固有番号（例えば、「学生便覧」は「資料 2」）とし、同じ資料を複数の『項目』で引用している場合は、「提出資料一覧」（様式 2-1）の備考欄に引用している『項目』（あるいは【基準】、【観点】）の番号を列記してください。
- ・訪問時間閲覧とする資料の番号付けは、3-5. の（１）を参照してください。

（２）コピーの形で提出する「添付資料」

- ・ページ数の多い冊子の限られたページのみを根拠資料とする場合（例えば、「大学規程集」に収載されている「薬学部教員選考規程」のみを引用する場合など）は、「冊子の表紙と該当ページのコピーを綴じたもの」を「添付資料」としてください。
- ・ホームページなど、Web 上にある資料を根拠資料とする場合には当該ページのハード・コピーを「添付資料」とし、「提出資料一覧」（様式 2-1）の資料名欄とハード・コピーの冒頭に URL を明記してください。
- ・Web 版シラバスは、全体のハード・コピーにページ番号を付し、目次をつけて冊子体としたものを添付資料（資料 5）としてください。

3-5. 「訪問時閲覧資料」について

「自己点検・評価書」の記述内容の根拠として必須となる資料のうち、下表「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」に示したものについては、その性質上、添付資料とすることができないと判断し、訪問調査時に閲覧することとします。この表に示されていない根拠資料は、社会通念として学外への搬出ができないと判断されるもの以外は、「添付資料」としてください。

＜訪問時に閲覧を求める資料・データ等＞

(備考欄は例示)

訪問時 閲覧 資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等（全大学共通）	対象年度	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1	評価対象年度の教授会・各種主要委員会議事録 ^{※(1)}	2025	各【基準】
訪問時 2	成績判定に使用した評価点数の分布表（ヒストグラム） ^{※(2)}	2025	【基準 3-2-2】
訪問時 3	授業で配付した資料（レジュメ）・教材（指定科目のみ） ^{※(3)}	2025	【基準 3-2-1】
訪問時 4	追・再試験を含む定期試験問題、答案（指定科目のみ） ^{※(4)}	2025	【基準 3-2-2】
訪問時 5	成績評価の根拠となる項目別採点結果表（指定科目のみ） ^{※(5)}	2025	【基準 3-2-2】
訪問時 6	評価対象年度のすべての学生の卒業論文	2025	【基準 3-2-2】
訪問時 7	実務実習の実施に関わる資料	2025	【基準 3-2-1】
訪問時 8	薬学臨床教育の成績評価資料	2025	【基準 3-2-2】
訪問時 9	学士課程修了認定（卒業判定）資料	2025	【基準 3-3-1】
訪問時 10	入試問題（評価対象年度の翌年度の入学生を対象とする入試）	2026 年度 入試用	【基準 4-1】
訪問時 11	入試面接実施要綱		【基準 4-1】
訪問時 12	入学者を対象とする入試結果一覧表（可否判定資料で、受験者個人の試験科目の成績を含む）		【基準 4-1】
訪問時 13	学生授業評価アンケートの集計結果	2025	【基準 5-2】
訪問時 14	教員による担当科目の授業の自己点検報告書	2025	【基準 5-2】
訪問時 15	教職員の研修（FD・SD）の実施記録・資料	2025	【基準 5-2】

※(1) 議事録には、根拠となる記載があるページに、「様式 2-2 別紙」の「訪問時閲覧資料 No.」を記した付箋をつけてください。

※(2) 全科目の成績分布状況を比較することができる資料としてください。定期試験不合格者を対象に再試験を行っている科目は、定期試験と再試験の成績分布を別個に作成してください。なお、追試験は対象としません。

※(3) 出版されている教科書類は除きます。閲覧対象科目は、訪問調査の 2 週間程度前までに通知します。

※(4) 原則として対象は講義科目としますが、演習・実習科目でも、筆記試験が実施され、その科目の評価の 5 割以上となるものは対象とします。なお、答案はコピー、電子データでも可とし、答案がマークシートの場合は、全学生の採点結果の表（成績順）をご用意ください。閲覧対象科目は、訪問調査の 2 週間程度前までに通知します。

ただし、評価チームが指定した科目については、評価対象年度の前年度の試験問題、答案の閲覧を訪

問時に求める場合があります。

※(5) 定期試験、中間試験、レポート、授業での発表等（ループリック評価を含む）の項目別に採点結果をまとめた一覧表。閲覧対象科目は、訪問調査の2週間程度前までに通知します。

（１）「訪問時閲覧資料」の番号付け

- ・「訪問時閲覧資料」には資料番号（訪問時１～訪問時１５は上表のとおりとし、指定したもの以外に訪問時閲覧とする資料がある場合は訪問時１６から始まる連番）を付けて整理し、「訪問時閲覧資料一覧」（様式２－２）に記載してください。
- ・複数の『項目』で根拠として引用されている資料については、該当する『項目』（あるいは【基準】）の番号を「訪問時閲覧資料一覧」（様式２－２）の備考欄に列記してください。
- ・「評価対象年度の教授会・各種主要委員会議事録等」（訪問時１）については、下の例示のように、引用している個々の会議別の枝番を連番で付け、引用箇所との対応を「訪問時閲覧資料１の詳細」（様式２－２別紙）として提出してください。なお、会議で配付された資料は、可能な限り添付資料として提出してください。

＜訪問時閲覧資料１の詳細（様式２－２別紙）の番号付けの例示＞

訪問時閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時１－１	20XX 年度 第３回教授会議事録	【基準１－１】
訪問時１－２	20XX 年度 第５回カリキュラム委員会議事録	【基準３－１－１】
訪問時１－３	20XX 年度 第２回教授会議事録	【基準１－２】
訪問時１－４	・・・	・・・

- ・「訪問時１」以外の訪問時閲覧資料についても、同類の資料が複数あり、それらを「自己点検・評価書」で個別に根拠としている場合は、「訪問時７－１」、「訪問時７－２」のように枝番を付け（様式２－２）に記入してください。

４．「評価チーム報告書案」への対応

評価チームによる書面調査の完了後、「評価チーム報告書案」（様式１５－１）のPDF ファイルを電子メールに添付して受審大学へ送付します（2026 年 7 月 22 日（水）予定）。

受審大学は、「評価チーム報告書案」の内容を精査し、「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」（様式５）を用いて、以下の①～④について機構に回答してください。

- ① 「評価チーム報告書案」にある質問事項への回答
- ② 事実誤認に基づく不適切な評価の指摘
- ③ 「評価チーム報告書案」で指摘された事実について「調書」提出後に生じた重要

な変更

- ④ 評価チームの主観に基づくと思われる評価に対する意見など、評価内容に関するその他の意見

◆ 提出期限：2026年8月18日（火）必着

◆ 提出する書類等と印刷部数

- ① 「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」（様式5）（WordファイルとPDFファイル）
- ② 回答の内容に関する新たな根拠資料（提出可能な資料）（PDFファイルと印刷物1部）
「追加提出資料」として3-4.「添付資料」の整理に準じ、資料の名称に「追加1」から始まる番号をつけて整理してください。
- ③ 「追加提出資料一覧」（WordファイルとPDFファイル、印刷物1部）
「様式2-1」を用いて作成してください。
- ④ 「追加訪問時閲覧資料一覧」（WordファイルとPDFファイル、印刷物1部）
「訪問時閲覧資料（議事録等）」の追加が必要となった場合にご提出ください。
「追加訪問時1」からの連番を付け、「様式2-2」「様式2-2別紙」を用いて作成してください。
- ⑤ 2026年度後期時間割表（PDFファイル）
訪問調査における授業参観を希望する科目を検討するため、ご提出ください。

PDFファイルとWordファイルは機構事務局宛の電子メールに添付して送付してください。データ容量が大きい場合は大学でお使いのファイル共有システムまたは機構のファイル共有システムをお使いください。

「追加提出資料」は、訪問時にも確認できるよう、印刷した資料を1部ずつご用意ください。なお、提出いただいた「回答」（様式5）に対して、訪問調査までの間に、追加の質問をさせていただく場合があります。

5. 訪問調査への対応

5-1. 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査の結果を補完して評価の正確性を高めるために行うもので、書面調査では点検することができない各種の資料を閲覧し、受審大学の関係者との面談による意見交換を行うことによって大学における薬学教育活動の実態を確認します。

5-2. 調査対象キャンパスと訪問調査の日程調整

調査対象は、6年制薬学教育の専門教育活動を行っている主たるキャンパスとします。
訪問調査は10月中の連続した2日間で実施する予定です。具体的な日程は、5月上旬

を目安に受審大学と機構事務局との協議により決定します。

5-3. 訪問調査に先立つ準備作業について

(1) 次の書類①～⑥を PDF ファイルにし、電子メールに添付して訪問調査の 10 日前までに機構事務局に送付してください。

① 訪問調査時のスケジュール (様式 6)

例示のスケジュールで実施が困難な場合は、機構事務局にご相談ください。なお、「大学関係者との意見交換」は両日共「資料の閲覧」より後に設定してください。

② 訪問調査時の見学施設・参観授業一覧 (様式 7)

評価チームが参観を希望する施設、授業は訪問調査の 2 週間前までにお知らせします。

③ 「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿 (様式 8-1)

出席いただきたい方は、学長、学部長、自己点検・評価の責任者等、責任ある回答が可能な方々です。

④ 「大学関係者との意見交換」大学側出席者の席次表 (様式任意)

⑤ 「若手教員との意見交換」大学側出席者名簿 (様式 8-2)

教授以外の若手教員 10 名程度 (職員の同席はできません)。

⑥ 「学生面談時の参加予定学生」 (様式 9)

学部学生 12 名程度 (教職員の同席はできません)。

全学年の出席を原則とします。授業、実習などのために面談時間がとれないときは、学生と昼食をとりながら面談することも可能です。

※ ⑤および⑥は、和やかな雰囲気で行えるよう、可能な範囲で結構ですが、ラウンド型の座席配置をお願いします。なお、提出された①～⑥の書類については、評価チームの希望により、内容の変更をお願いすることがあります。

(2) 訪問当日は、下記の 3 会場を準備してください。

① 機構出席者控室 (施錠可能で調査期間を通して専有できること)

② 意見交換・面談会場

③ 資料閲覧室 (施錠可能で資料を閲覧するための十分なスペースが必要)

ただし、資料閲覧室が十分に広く、資料を閲覧するオープンスペースに加えて、機構出席者が協議・食事できるスペース (机と椅子) を資料閲覧室内に用意できる場合、①は不要です。

(3) 機構出席者の昼食の手配等のお願い

- ① 1人1,500円程度の予算でお弁当(500mL程度のお茶付き)の手配をお願いします(学生面談を昼食時間帯に行う場合には、学生の昼食代金も機構が負担します)。
- ② 費用は機構が負担し、精算方法は、請求書払いのみでのご対応をお願いします。詳細は、事前に機構事務局から大学の事務担当者に連絡します。
- ③ 手土産などの用意は無用です。(VI.【資料4】)

5-4. 訪問調査当日について

(1) 意見交換・見学等

- ① 「大学関係者との意見交換」
- ② 「施設・設備の見学」(大学教員による案内・説明)
- ③ 「授業参観」(大学教員による案内・説明)
- ④ 「若手教員との意見交換」
- ⑤ 「学生との面談」

(2) 「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」の閲覧

以下の資料を、資料閲覧室に準備してください。資料は印刷体を1部ずつご用意いただくか、電子ファイルの場合は閲覧用のコンピュータ等を4台ご用意ください。

- ① 「訪問時に閲覧を求める資料・データ等(必須)」(3-5.参照)
- ② 「自己点検・評価書」で「訪問時閲覧資料」と大学が指定した資料
- ③ 「評価チーム報告書案」に記載された「訪問調査で閲覧を希望する資料等」に対応する資料

上記の他、「調書」と一緒に提出いただいた「添付資料」ならびに「追加資料」も閲覧できるように準備してください。

5-5. 正誤表の提出

機構が認めた「調書」の誤字・脱字や数値の誤りについては、「正誤表」で対応します。「正誤表」の提出期限は、原則として、訪問調査終了後1週間としますが、訪問等の日程により別途調整させていただくことがあります。

6. 「評価報告書(評価委員会案)」に対する意見の申立て

6-1. 意見申立のプロセス

- (1) 機構は、「評価報告書(評価委員会案)」のPDFファイルを電子メールに添付し、受審大学へ送付します(2027年1月上旬を予定)。
- (2) 受審大学は、送付された「評価報告書(評価委員会案)」について下記の確認を行ってください。
 - ① 数値および固有名詞などの誤記・誤字の有無

② 事実誤認に基づく不適当な記述の有無

(3) 受審大学は、(2)の結果に基づいて①または②による回答を行ってください。

① 意見の申立てを行う場合

「意見申立書」(様式 10) にその旨を記し、意見申立の根拠を具体的に記した別紙「評価報告書(評価委員会案)に対する意見」を添えて機構事務局へ提出してください。

② 意見の申立てを行わない場合

「意見申立書」(様式 10) にその旨を記し、機構事務局へ提出してください。

◆ 提出期限：2027 年 1 月 22 日(金) 必着

※ ①は提出文書の PDF ファイルと Word ファイル、②は PDF ファイルを電子メールに添付して送付してください。

6-2. 意見申立に対する機構の対応

申立てられた意見について評価委員会で検討し、対応を文書で回答します。(2027 年 2 月中旬を予定)

7. 評価結果の通知と公表等

薬学教育プログラムの総合判定の結果と『項目』ごとの評価結果を記した「評価報告書」を受審大学に送付して通知します。

また、機構のホームページ(<https://www.jabpe.or.jp>)に掲載して公表し、文部科学省および厚生労働省にも総合判定の結果を報告します。

なお、評価の透明性および客観性を確保するため、受審大学から提出された「調書」と正誤表を機構のホームページ(同上)に掲載します。「調書」以外の添付資料、訪問時閲覧資料および追加資料については、一覧のみを「評価報告書」に掲載します。

8. 評価の結果への対応

8-1. 「適合」と判定された場合

(1) 改善すべき点への対応について

① 「改善すべき点」は、当該事項について改善・向上を促すための提言です。受審大学は指定された期限までに「改善すべき点」で指摘された問題点に対する改善状況をまとめた「提言に対する改善報告書」(様式 11) とその根拠となる資料を機構に提出してください。

◆ 報告期限：「評価報告書」に期限が指定されている場合を除き、本評価実施の翌年度から 3 年以内とします。

※ すべての「改善すべき点」をまとめてご報告ください。

※ 提出する年の 1 月末日までに、提出の意向を機構事務局にご連絡ください。

- ② 受審大学から提出された「提言に対する改善報告書」について、評価委員会での審議により、改善状況に対する「検討所見案」が作成され、受審大学に事実誤認の有無等の意見を求めます。
- ③ 受審大学からの意見を評価委員会で検討し、その結果を踏まえた「検討所見案」を総合評価評議会で審議した後、「提言に対する改善報告書」に「検討所見」を添付して受審大学へ通知するとともに、機構のホームページで公表します。

(2) 助言への対応について

- ① 「助言」は、受審大学における薬学教育プログラムの改善・向上のための努力が求められる提言ですが、対応は大学の判断に委ねます。受審大学は指定された期限までに、全ての「助言」に対する対応状況（対応しない場合はその理由）を「提言に対する改善報告書」（様式11）によって機構に報告してください。
- ② 「助言」に対する対応報告は、「検討所見」を添付せずに、そのまま公表いたします。
※「助言」への対応状況は、「改善すべき点」への改善報告と一括してご報告ください。

(3) 提言への対応報告の際に提出する書類

- ① 「提言に対する改善報告書」（様式11）
- ② 「添付資料」（根拠となる資料・データ等）
- ③ 「提出資料一覧」（様式2-1を転用または任意の様式）

上記①～③のPDFファイルおよび①のWordファイルを提出してください。電子化できない添付資料は、印刷物を1部提出してください。

8-2. 「評価継続」、「不適合」と判定された場合

総合判定が保留（「評価継続」）、あるいは、「不適合」となった場合は、その結果の変更を求める異議申立てを行う機会を設けます。異議申立てについては、「薬学教育評価 実施要綱」の第14項および「薬学教育評価 実施規則」第12条を参照してください。

再評価、追評価については、実施要綱の第11項、第12項および実施規則第10条、11条を参照してください。詳細は本評価終了後にご案内します。

9. 認定証と適合認定マーク

総合判定が「適合」と認定された大学には、機構から「認定証」が交付されます。

また、当該大学は、機構に申請することで、認定期間が明記された「適合認定マーク」を大学のパンフレットやホームページ等に掲載することができます。

「適合認定マーク」の使用に関する規則・使用留意事項（VI. 【資料7】）および使用申請書につきましては、機構のホームページを参照してください。

例) 2022 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月末日までを認定期間とした場合の「適合認定マーク」は、右記の様に表記されます。

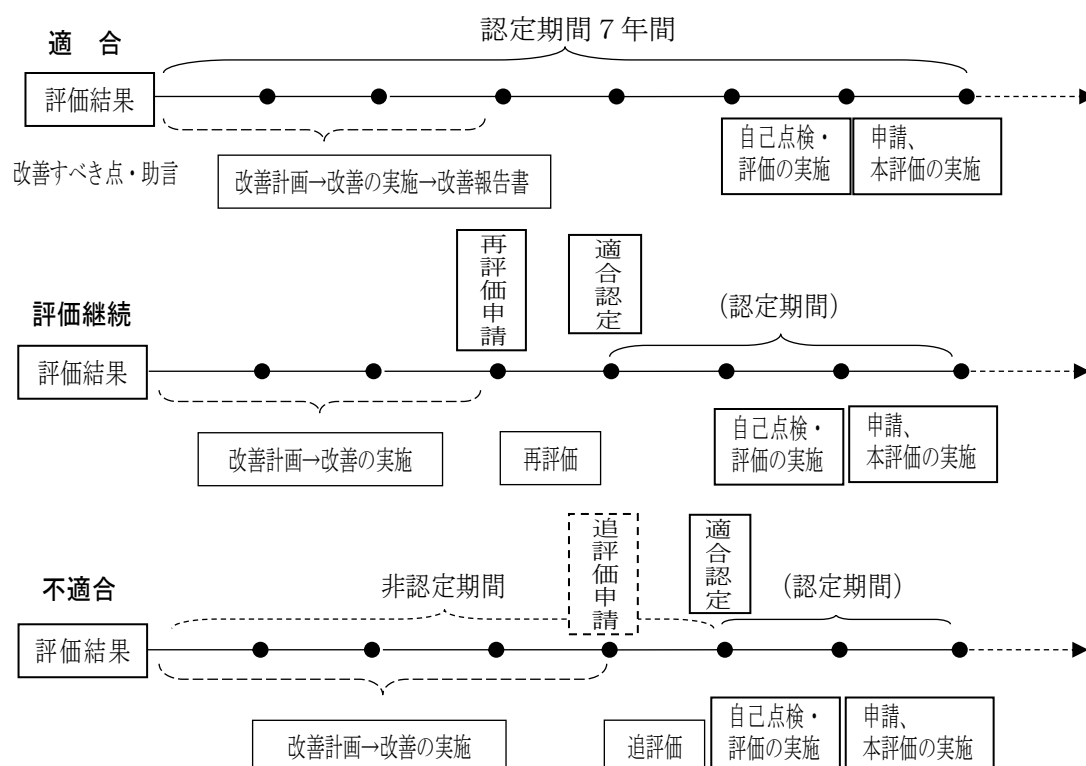


10. 認定の有効期間

本評価を受けた大学は、本評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の本評価を受けることとなっています。大学が「適合」認定を維持するためには、認定期間が終了するまでに次の本評価の認定を取得していることが不可欠となります。

評価確定後の当該大学の対応スケジュールについて、一例を次に示します。

<評価確定後の大学の対応スケジュール（概要）>



薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準

2023 年 12 月

一般社団法人 薬学教育評価機構

「薬学教育評価 評価基準」における『基準』と『観点』について

本機構は、各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを対象とし、「薬学教育評価評価基準」に基づき評価を実施します。

『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

『観点』をすべて満たせば『基準』を満たすという構成にはなっていませんが、『観点』は、『基準』への適合又は卓越性を判断するときに特に重点的に求められる内容を定めたものです。

『基準』『観点』の表記は、その内容により、次の三つに分類されます。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」 等
- (3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」 等

注釈は、それぞれ該当する『基準』『観点』の記載内容を明確にしたり、例示したものです。

また、「がくしゅう」に関する表記は、6年間のプログラムレベルでは「学修」、科目レベルでは「学習」とします。

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と同じ意味内容を指すものである。

【観点 1-2-1】卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力が具体的に設定されていること。

注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。

【観点 1-2-2】教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-3】教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

【観点 1-2-4】入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-5】三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。

2 内部質保証

【基準 2-1】

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

【観点 2-1-1】自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部での6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・卒業の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度
- ・在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】自己点検・評価の結果がホームページ等で公表されていること。

【基準 2-2】

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事項を含む。
また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

3 薬学教育カリキュラム

3-1 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育
- 語学教育
- 人の行動と心理に関する教育
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）

補足：令和 6 年度入学生以降については、薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に沿った内容とします。

- 大学独自の教育
- 問題発見・解決能力の醸成のための教育

注釈：薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。

【観点 3-1-1-2】薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。

【観点 3-1-1-3】教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。

3-2 教育課程の実施

【基準 3-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。

【観点 3-2-1-1】学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。

注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていること。

【観点 3-2-1-2】薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に行われていること。

【観点 3-2-1-3】学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発していることが望ましい。

注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。

【基準 3-2-2】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-1】各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-2-2】各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。

【基準 3-2-3】

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

【観点 3-2-3-1】進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。

注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

【観点 3-2-3-2】各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【基準 3-2-4】

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-4-1】卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-4-2】卒業に必要な単位数の修得だけでなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい。

【観点 3-2-4-3】卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。

注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時期を指す。

【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業延期者に対する履修指導を含む。

3-3 学修成果の評価

【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。

【観点 3-3-1-1】学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか計画）が策定されていることが望ましい。

【観点 3-3-1-2】実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 3-3-1-3】学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われて いること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない 範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。

【基準 4-2】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 4-2-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 4-2-2】入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること。

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

補足：令和4年度大学設置基準等の改正に基づき、「専任教員」は「専任教員又は基幹教員」と読み替えます。

【観点 5-1-1】教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上

【観点 5-1-3】1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 5-1-5】カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

【基準 5-2】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

【観点 5-2-1】教員の活動が、最近5年間ににおける教育研究上の業績等で示され、公表されていること。

【観点 5-2-2】研究活動を行うための環境が整備されていること。

注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

【観点 5-2-3】教育研究活動の向上を図るための組織的な取組みが適切に行われていること。

注釈：組織的な取組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

【観点 5-2-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【観点 5-2-5】教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されていること。

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、教職員・学生の海外研修等を含む。

(参考)

『基準』数及び『観点』数				
項目		『基準』数		『観点』数
1 教育研究上の目的と三つの方針		3		7
2 内部質保証		2		3
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1	7	3
	3-2 教育課程の実施	5		11
	3-3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2		7
5 教員組織・職員組織		2		12
6 学生の支援		1		4
7 施設・設備		1		0
8 社会連携・社会貢献		1		3
(合计数)		19		53

V. 様 式

(様式1)

薬学教育評価申請書

20XX 年 月 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

大学名

代表者

印

一般社団法人薬学教育評価機構の評価事業基本規則の趣旨を理解し、本学薬学部

6年制薬学教育プログラムの評価を申請いたします。

(様式 2 - 1)

薬学教育評価 提出資料一覧

(大学名) _____

資料 No.	必ず提出する添付資料	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 1	薬学部パンフレット	項目・
資料 2	学生便覧	【基準・】
資料 3	履修要綱	・・・
資料 4	新入生および各学年 4 月ガイダンス (科目履修・学生生活) 資料	・・・
資料 5	シラバス	・・・
資料 6	時間割表	・・・
資料 7	評価対象年度に用いた実務実習 (薬局・病院) の概略評価表	・・・
資料 8	入学志望者に配布した学生募集要項	・・・

資料 No.	根拠となる資料・データ等 (例示)	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 9	〇〇大学薬学部規程集 (p. 10)	・・・
資料10	〇〇大学ホームページ (https://www.×・・.ac.jp) 教育研究上の目的	・・・
資料11	〇〇大学ホームページ (https://www.△・・.ac.jp) ティップス・ポリシー	・・・
資料12	〇〇大学ホームページ (https://www.〇・・.ac.jp) カリキュラム・ポリシー	・・・
資料13	〇〇大学ホームページ (https://www.□・・.ac.jp) アドミッション・ポリシー	・・・
資料14	20XX 年度早期体験学習報告書 (p. 6 ~18)	・・・
資料15	20XX 年度実務実習教員評価表	・・・
資料16	20XX 年度実務実習の手引き	・・・
資料17	20XX 年度薬学入門 I 問題解決型学習 PBL 報告書	・・・
資料18	・・・・・・・・	・・・
資料19	・・・・・・・・	・・・

(様式 2 - 1)、(様式 2 - 2) および (様式 2 - 2 別紙) は、「調書 (草案)」または「調書」とともに提出してください。表中の例示は削除して記入してください。また、この斜体字の注も削除してください。

(様式2-2)

薬学教育評価 訪問時閲覧資料一覧

(大学名) _____

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等 (全大学共通 必須)	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1	評価対象年度の教授会・各種主要委員会議事録	各【基準】
訪問時 2	成績判定に使用した評価点数の分布表 (ヒストグラム)	【基準 3-2-2】
訪問時 3	授業で配付した資料 (レジュメ)・教材 (指定科目のみ)	【基準 3-2-1】
訪問時 4	追・再試験を含む定期試験問題、答案 (指定科目のみ)	・・・
訪問時 5	成績評価の根拠となる項目別採点結果表 (指定科目のみ)	・・・
訪問時 6	評価対象年度のすべての学生の卒業論文	・・・
訪問時 7	実務実習の実施に関わる資料	・・・
訪問時 8	薬学臨床教育の成績評価資料	・・・
訪問時 9	学士課程修了認定 (卒業判定) 資料	・・・
訪問時 10	入試問題 (評価対象年度の翌年度の入学生を対象とする入試)	・・・
訪問時 11	入試面接実施要綱	・・・
訪問時 12	入学者を対象とする入試結果一覧表 (合否判定資料で、受験者個人の試験科目の成績を含む)	・・・
訪問時 13	学生授業評価アンケートの集計結果	・・・
訪問時 14	教員による担当科目の授業の自己点検報告書	・・・
訪問時 15	教職員の研修 (FD・SD) の実施記録・資料 (添付不可の時)	・・・

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 16	訪問時閲覧資料 16 以後に、大学で根拠資料とした資料の名称などを追記し、草案、調書と一緒に提出してください。	・・・
訪問時 17	・・・	・・・
訪問時 18	・・・	・・・

(様式 2-2 別紙)

訪問時閲覧資料 1 の詳細

(大学名) _____

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1-1	20XX 年度 第 3 回教授会議事録	...
訪問時 1-2	20XX 年度 第 5 回カリキュラム委員会議事録	...
訪問時 1-3	20XX 年度 第 2 回教授会議事録	...
訪問時 1-4		...
訪問時 1-5		...

(様式3)

(調書)

2025 年度 自己点検・評価書

(注意点)

- 「薬学教育評価ハンドブック2025年度版(2026年度受審用)」の「Ⅲ. 受審大学を対象とする評価の手引き」の「3. 調書の執筆・作成要領」に従って執筆してください。
 - 『項目』の〔現状〕は、基準ごとに記述してください。
 - 『項目』のすべての基準の〔現状〕の記述が終わったら、その『項目』の〔〇〇に対する点検・評価〕と〔改善計画〕を記述してください。
 - 『項目3』の3-1、3-2および3-3は、それぞれ独立した『項目』として扱ってください。
 - 本文のフォントは明朝体10.5ポイントとしてください。
 - 本文の字数制限はありません。
 - 本文中の年号表記については、令和は「西暦のみ」、それ以前は「西暦(和暦)年」の形式に統一してください。
 - 様式に設定されている行番号は、提出する印刷物では表示、PDFでは削除してください。
- * このテキストボックスと、本様式中の注意書き(斜体文字部分)は、原稿作成時にすべて削除してください。

2026 年 4 月 提出

〇〇大学薬学部

■薬学部（6年制学科）の正式名称と定員

この名称が評価報告書の I. 総合判定の結果及び適合認定証に使用されます。

入学定員（ ）名、収容定員（ ）名

■所在地

■薬学部が併設する4年制学科（複数ある場合はすべて記載してください）

学科名： 入学定員（ ）

■薬学部以外の医療系学部がある場合、該当する学部の（ ）内に○を記入し、その右に学科の名称を記載してください。

医学部 ()

歯学部 ()

看護学部 ()

保健医療学部 ()

その他 () 名称：

■大学の建学の精神および教育理念

目 次

1	教育研究上の目的と三つの方針	1
	〔現状〕	●
	〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
2	内部質保証	●
	〔現状〕	●
	〔内部質保証に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
3	薬学教育カリキュラム	●
3-1	教育課程の編成	●
	〔現状〕	●
	〔教育課程の編成に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
3-2	教育課程の実施	●
	〔現状〕	●
	〔教育課程の実施に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
3-3	学修成果の評価	●
	〔現状〕	●
	〔学修成果の評価に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
4	学生の受入れ	●
	〔現状〕	●
	〔学生の受入れに対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
5	教員組織・職員組織	●
	〔現状〕	●
	〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
6	学生の支援	●
	〔現状〕	●
	〔学生の支援に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●

7	施設・設備	●
	〔現状〕	●
	〔施設・設備に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●
8	社会連携・社会貢献	●
	〔現状〕	●
	〔社会連携・社会貢献に対する点検・評価〕	●
	〔改善計画〕	●

〔現状〕の開始ページ番号は、基準が複数ある『項目』では最初の【基準】の〔現状〕が始まるページの番号を記載してください。

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】 教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】 教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

なお、それぞれの『項目』と【基準】に該当する内容について、機構の第1期の本評価において「改善すべき点」あるいは「助言」として指摘を受けた事項が、それ以後に改善された場合には、何がどのように改善されたか記述し、その改善の根拠資料を付してください。「提言に対する改善報告書」の審議結果において改善が認められている場合には、「提言に対する改善報告書」を根拠として利用できます。また、そのような改善事例については、『項目2』の【基準2-2】にも簡潔に記述してください。

以下の『項目』、【基準】には、上記の注意書きはありませんが、この注意書きと同様の要領で記述してください。

1 **【基準 1-2】**

2 教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策
3 定され、公表されていること。

4 注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の
5 認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受
6 入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイ
7 ドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、
8 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの
9 方針」(アドミッション・ポリシー) と同じ意味内容を指すものである。

11 **【観点 1-2-1】** 卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資
12 質・能力が具体的に設定されていること。

13 注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断
14 力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。

15 **【観点 1-2-2】** 教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針
16 を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学
17 修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

18 **【観点 1-2-3】** 教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・
19 教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定さ
20 れた学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

21 **【観点 1-2-4】** 入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教
22 育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、
23 多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されてい
24 ること。

25 **【観点 1-2-5】** 三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームペ
26 ージ等で公表されていること。

28 **[現状]**

29 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 1-3】**

2 教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

3 注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査し
4 た結果等を踏まえて行うこと。

5
6 **【現状】**

7 **【基準】**にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

1 **〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕**

2 **【基準】** ごとに[現状]に記述した内容が各**【基準】**に適合しているか、[現状]に記
3 載した根拠資料に基づいて点検・評価します。

4 点検・評価の記述では、各**【基準】**に該当する[現状]の記述内容を簡潔に再掲した
5 後（根拠資料を再度引用することは不要*）、その[現状]の**【基準】**に対する適合状況
6 を評価する文章にまとめてください。

7 適合状況が不十分である場合には、どのような点が不十分か、原因はどのようなこ
8 とにあるか、などの分析結果についても記述してください。以下に例文を示します。

9
10 例1：・・・であり、以上より、**【基準1-1】**に十分に適合している。**【基準1-1】**

11 例2：以上より、おおむね**【基準1-2】**に適合しているが、〇〇には改善の余地が
12 ある。この原因は、△△にあると推定される。**【基準1-2】**

13
14 * 原因の分析あるいは評価の記述のために、[現状]では引用しなかった新たな根
15 拠資料を「点検・評価」で用いることになった場合は、それを引用してください。

16
17 **＜優れた点＞**

18 [〇〇に対する点検・評価]で特に優れていると評価した内容について、どの点が、
19 どのように優れているかわかるように簡潔に記述してください（箇条書き）。必ず[現
20 状]に記述した内容の中から、該当する内容を再掲してください。

21
22 **＜改善を要する点＞**

23 [〇〇に対する点検・評価]で**【基準】**への適合状況が不十分であると評価した内容
24 について、何を改善すべきかわかるように簡潔に記述してください（箇条書き）。必ず
25 [現状]に記述した内容の中から、該当する内容を再掲してください。

26
27 例1： 〇〇に問題があるので、・・・を改善する必要がある。**【基準1-2】**

28 例2： △△が不十分であるので、・・・を改善する必要がある。**【基準1-3】**

29
30 **〔改善計画〕**

31 <改善を要する点>に記載した問題点について、その改善に向けた具体的な取り組み
32 が始まっている場合には、その取り組みの内容を記述してください。その根拠資料が
33 あれば引用してください。

34
35 『項目2』以下には、上記の[〇〇に対する点検・評価]～[改善計画]に対する注意
36 がありませんが、この注意書きと同様の要領で記述してください。

2 内部質保証

【基準 2-1】

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

【観点 2-1-1】 自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部の6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】 自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・ 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・ 卒業の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度
- ・ 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】 自己点検・評価の結果がホームページ等で公表されていること。

[現状]

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 2-2】**

2 教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われているこ
3 と。

4 注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事
5 項を含む。また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備
6 されていること。

7
8 **【現状】**

9 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [内部質保証に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育
- 語学教育
- 人の行動と心理に関する教育
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）

補足：令和 6 年度入学生以降については、薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に沿った内容とします。

- 大学独自の教育
- 問題発見・問題解決能力の醸成のための教育

注釈：薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。

【観点 3-1-1-2】 薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。

【観点 3-1-1-3】 教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。

[現状]

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [教育課程の編成に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

1 (3-2) 教育課程の実施

2
3 【基準 3-2-1】

4 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われているこ
5 と。

6
7 【観点 3-2-1-1】 学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。

8 注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、
9 研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われているこ
10 と。

11 【観点 3-2-1-2】 薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」
12 を踏まえて適切に行われていること。

13 【観点 3-2-1-3】 学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発してい
14 ることが望ましい。

15 注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深
16 い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。

17 [現状]

18 【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 3-2-2】**

2 各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

3
4 **【観点 3-2-2-1】** 各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への
5 周知が図られていること。

6 **【観点 3-2-2-2】** 各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格
7 に行われていること。

8 **【観点 3-2-2-3】** 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告
9 知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組
10 みが整備され、学生へ周知が図られていること。

11
12 **[現状]**

13 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 3-2-3】**

2 進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

3
4 **【観点 3-2-3-1】** 進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が
5 図られていること。

6 注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修
7 を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

8 **【観点 3-2-3-2】** 各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行わ
9 れていること。

10
11 **[現状]**

12 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 3-2-4】**

2 卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

3
4 **【観点 3-2-4-1】** 卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設
5 定され、学生への周知が図られていること。

6 **【観点 3-2-4-2】** 卒業に必要な単位数の修得だけではなく、卒業の認定に関する方針
7 に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ま
8 しい。

9 **【観点 3-2-4-3】** 卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われ
10 ていること。

11 注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時
12 期を指す。

13
14 **[現状]**

15 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 3-2-5】**

2 履修指導が適切に行われていること。

3 注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を
4 俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬
5 学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・
6 卒業延期者に対する履修指導を含む。

7
8 **〔現状〕**

9 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [教育課程の実施に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

1 (3-3) 学修成果の評価

2
3 **【基準 3-3-1】**

4 学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行わ
5 れていること。

6 注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。

7
8 **【観点 3-3-1-1】** 学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評
9 価されていること。

10 注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評
11 価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカ
12 リキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか
13 の計画）が策定されていることが望ましい。

14 **【観点 3-3-1-2】** 実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT
15 及びOSCE）を通じて確認されていること。

16 注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試
17 験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験
18 （CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されて
19 いること。

20 **【観点 3-3-1-3】** 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活
21 用されていること。

22
23 **[現状]**

24 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [学修成果の評価に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 4-2】**

2 入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

3
4 **【観点 4-2-1】** 最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

5 **【観点 4-2-2】** 入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られ
6 ていること。

7
8 **[現状]**

9 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [学生の受入れに対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

補足：令和4年度大学設置基準等の改正に基づき、「専任教員」は「専任教員又は基幹教員」と読み替えます。

【観点 5-1-1】 教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】 専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上

【観点 5-1-3】 1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】 専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 5-1-5】 カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】 教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 **【基準 5-2】**

2 教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

3
4 **【観点 5-2-1】** 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、公
5 表されていること。

6 **【観点 5-2-2】** 研究活動を行うための環境が整備されていること。

7 注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

8 **【観点 5-2-3】** 教育研究活動の向上を図るための組織的な取組みが適切に行われて
9 いること。

10 注釈：組織的な取組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改
11 善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

12 **【観点 5-2-4】** 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対
13 応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

14 **【観点 5-2-5】** 教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備され
15 ていること。

16
17 **[現状]**

18 **【基準】** にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [教員組織・職員組織に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】 学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】 学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】 学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】 学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [学生の支援に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [施設・設備に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、教職員・学生の海外研修等を含む。

〔現状〕

【基準】にそって現状を説明し、根拠資料を付してください。

1 [社会連携・社会貢献に対する点検・評価]

2

3

4 <優れた点>

5

6

7 <改善を要する点>

8

9

10 [改善計画]

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

(様式 4 専任教員制)

一般社団法人 薬学教育評価機構

(調 書)

基礎資料（薬学教育評価）

(2025年 5 月 1 日現在)

〇〇大学 薬学部

「基礎資料」（様式 4 専任教員制）作成上の注意事項

- 1 データの基準日は、原則として、評価対象年度の5月1日です。ただし、基礎資料3-3、基礎資料9および基礎資料10の表2は基準日が異なりますので注意してください。なお、基礎資料3の進級・卒業状況ならびに基礎資料4の入試結果については、「草案」の提出時に未確定のデータは空欄のままでかまいません。
- 2 記述に際しては、各シートの[注]、脚注を確認して、作成してください。なお、三つの方針については、煩雑さを避けるため「～・ポリシー」と表記します。
- 3 各シートの表中の斜体文字の表記例は、消去して作成してください。また、各シートに付されている[注]、脚注は消去しないでください。
- 4 各表に記入する数値について小数点以下の端数が出る場合、特に指示のない限り、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示してください。
- 5 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述するか、欄外に大学独自の注をつけて説明を記してください。
- 6 提出形態について（印刷体とPDFファイルの作成・提出上の注意）
 - ・基本的に、ページ設定で**A4判**に作成してください。
 - ・表紙および目次を作成し、全体に通しページ番号（**基礎資料1から開始**）を付してください。
 - ・両面印刷し、基礎資料番号のインデックス・ラベルを付してフラットファイルに綴じてください。表紙と背表紙部分に「〇〇大学薬学部基礎資料」と明記し、「自己点検・評価書」とは別冊にして提出してください。
 - ・カラー表記のあるページは、カラーで印刷してください。
 - ・PDFファイルに変換したデータを提出してください。
- 7 基礎資料7に記載の氏名・年齢・性別・学位称号・現職就任年月日は、個人情報保護の観点から、評価結果公表時には黒塗りにして当機構ホームページに掲載いたします。調書提出時には、該当箇所（項目名以外）を黒塗りした基礎資料7を含む基礎資料全体のPDFファイルを公表用として別途作成してご提出ください。

薬学教育評価 基礎資料（専任教員制）

（目次）

	資料概要	項目	ページ
基礎資料 1	カリキュラムの体系性と科目の順次性を示す図 1-1 2023年度入学生までのカリキュラム 1-2 2024年度入学生以降のカリキュラム	3	1
基礎資料 2	薬学教育モデル・コアカリキュラムの実施状況 2-1 平成25年度改訂版薬学教育モデル・コアカリキュラムのSB0sを実施する科目 2-2 令和4年度改訂版薬学教育モデル・コア・カリキュラムの小項目を実施する科目	3	
基礎資料 3	学生の修学状況 3-1 評価対象年度における学年別在籍状況 3-2 評価対象年度の直近5年間における6年制学科の学年別進級状況 3-3 評価対象年度の直近5年間における学士課程修了（卒業）状況の実態 3-4 評価対象年度の直近6年間における定員充足状況と編入学者の動向	3	
基礎資料 4	評価対象年度の直近6年間における学生受入れ状況（入学試験種類別）	4	
基礎資料 5	専任教員および職員の数	5	
基礎資料 6	専任教員の年齢構成および男女構成	5	
基礎資料 7	専任教員の教育担当状況（担当する授業科目と担当時間）	5	
基礎資料 8	卒業研究の学生配属状況および研究室の広さ	7	
基礎資料 9	専任教員の活動状況	5	
基礎資料10	学生の健康管理	6	
基礎資料11	6年制学科の教育に使用する施設の状況 11-1 6年制学科の教育に使用する施設の状況 11-2 卒業研究などに使用する施設	7	
基礎資料12	学生閲覧室等の規模	7	
基礎資料13	図書、資料の所蔵数および受け入れ状況	7	

[注] ページ番号は、資料の枚数に応じて変更してください。

(基礎資料 1-1) カリキュラムの体系性と科目の順次性を示す図 (2023年度入学生まで)

[注] ディプロマ・ポリシーに設定された資質・能力を卒業時に身につけるための、カリキュラムの体系性と科目の順次性 (学年・学期進行による学習順序) がわかるカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ等を示してください。

(基礎資料 1-2) カリキュラムの体系性と科目の順次性を示す図 (2024年度入学生以降)

〔注〕 ディプロマ・ポリシーに設定された資質・能力を卒業時に身につけるための、カリキュラムの体系性と科目の順次性
(学年・学期進行による学習順序) がわかるカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ等を示してください。

[注] 1 平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する内容の科目名を（シラバスの名称、選択科目の場合（選）をつける）実施学年の欄に記入してください。
2 同じ科目名が連続する場合は、セルを結合して記入することもできます。

平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラム（SBOs）		該 当 科 目					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
A 基本事項							
(1) 薬剤師の使命							
【①医療人として】							
1) 常に患者・生活者の視点に立ち、医療の担い手としてふさわしい態度で行動する。(態度)							
2) 患者・生活者の健康の回復と維持に積極的に貢献することへの責任感を持つ。(態度)							
3) チーム医療や地域保健・医療・福祉を担う一員としての責任を自覚し行動する。(態度)							
4) 患者・患者家族・生活者が求める医療人について、自らの考えを述べる。(知識・態度)							
5) 生と死を通して、生きる意味や役割について、自らの考えを述べる。(知識・態度)							
6) 一人の人間として、自分が生きている意味や役割を問い直し、自らの考えを述べる。(知識・態度)							
7) 様々な死生観・価値観・信条等を受容することの重要性について、自らの言葉で説明する。(知識・態度)							
【②薬剤師が果たすべき役割】							
1) 患者・生活者のために薬剤師が果たすべき役割を自覚する。(態度)							
2) 薬剤師の活動分野（医療機関、薬局、製薬企業、衛生行政等）と社会における役割について説明できる。							
3) 医薬品の適正使用における薬剤師の役割とファーマシューティカルケアについて説明できる。							
4) 医薬品の効果が確率的であることを説明できる。							
5) 医薬品の創製（研究開発、生産等）における薬剤師の役割について説明できる。							
6) 健康管理、疾病予防、セルフメディケーション及び公衆衛生における薬剤師の役割について説明できる。							
7) 薬物乱用防止、自殺防止における薬剤師の役割について説明できる。							
8) 現代社会が抱える課題（少子・超高齢社会等）に対して、薬剤師が果たすべき役割を提案する。(知識・態度)							
【③患者安全と薬害の防止】							
1) 医薬品のリスクを認識し、患者を守る責任と義務を自覚する。(態度)							
2) WHOによる患者安全の考え方について概説できる。							
3) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を説明できる。							
4) 医薬品が関わる代表的な医療過誤やインシデントの事例を列挙し、その原因と防止策を説明できる。							
5) 重篤な副作用の例について、患者や家族の苦痛を理解し、これらを回避するための手段を討議する。(知識・態度)							
6) 代表的な薬害の例（サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジン等）について、その原因と社会的背景及びその後の対応を説明できる。							
7) 代表的な薬害について、患者や家族の苦痛を理解し、これらを回避するための手段を討議する。(知識・態度)							
【④薬学の歴史と未来】							

(基礎資料 2-2) 令和4年度改訂版 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの小項目を実施する科目

- [注] 1 令和4年度改訂版 薬学教育モデル・コア・カリキュラムに該当する内容の科目名を（シラバスの名称、選択科目の場合（選）をつける）実施学年の欄に記入してください。
 2 大項目Aについては、実施する科目の記入は不要です。
 3 同じ科目名が連続する場合は、セルを結合して記入することもできます。

令和4年度改訂版 薬学教育モデル・コア・カリキュラム	該 当 科 目					
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力						
1. プロフェSSIONナリズム						
2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢						
3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢						
4. 科学的探究						
5. 専門知識に基づいた問題解決能力						
6. 情報・科学技術を活かす能力						
7. 薬物治療の実践的能力						
8. コミュニケーション能力						
9. 多職種連携能力						
10. 社会における医療の役割の理解						
B 社会と薬学						
B-1 薬剤師の責務						
B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェSSIONナリズム						
B-1-2 患者中心の医療						
B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任						
B-2 薬剤師に求められる社会性						
B-2-1 対人援助のためのコミュニケーション						
B-2-2 多職種連携						
B-3 社会・地域における薬剤師の活動						
B-3-1 地域の保健・医療						
B-3-2 医療・介護・福祉の制度						
B-3-3 医療資源の有効利用						
B-4 医薬品等の規制						
B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境						

(基礎資料 3－1) 評価対象年度における学年別在籍状況

学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
入学年度の入学定員 ¹⁾							
入学時の学生数 ²⁾		A					
在籍学生数 ³⁾		B					
過年度在籍者数 ⁴⁾	留年による者	C					
	休学による者	D					
編入学などによる在籍者数		E					
ストレート在籍者数 ⁵⁾		F					
ストレート在籍率 (%) ⁶⁾		F/A					
過年度在籍率 (%) ⁷⁾		(C+D)/B					

1) 各学年が入学した年度の入学選抜で設定されていた入学定員を記入してください。

2) 当該学年が入学した時点での実入学者数を記入してください。

3) 評価対象年度の5月1日現在における各学年の在籍学生数を記入してください。

4) 何らかの理由で当該学年に対応する正規入学年度（例：2025年度の4年生の場合には2022年度）以前に入学している学生の数を記入してください。学年進行の中で留年と休学の両方を経験した学生、あるいは、年度途中で休学または復学したのちに同年度の進級判定で留年となった学生は、「留年による」に算入してください。

5) (在籍学生数)－{(過年度在籍者数)＋(編入学などによる在籍者数)}を記入してください。 $F = B - (C + D + E)$ となります。

6) F/A の値を%で記入してください（小数点以下第1位まで表示）。

7) $(C+D)/B$ の値を%で記入してください（小数点以下第1位まで表示）。

(基礎資料 3-2) 評価対象年度の直近 5 年間における 6 年制学科の学年別進級状況

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 (%) ³⁾					
2年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 (%) ³⁾					
3年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 (%) ³⁾					
4年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 (%) ³⁾					
5年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 (%) ³⁾					

1) 各年度の 5 月 1 日における各学年の在籍者数を記入してください。

2) 各年度末に在学年から上級学年に進級出来なかった学生数を、休学、退学、留年に分けて記入してください。

3) 各年度の各学年について、{ (在籍者数) - (休学者数 + 退学者数 + 留年者数) } / 在籍者数の値を%で記入してください (小数点以下第 1 位まで表示)。

(基礎資料 3-3) 評価対象年度の直近5年間に於ける学士課程修了(卒業)状況の実態

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
卒業判定時(年度末)の在籍学生数 ¹⁾	A				
学士課程修了(卒業)者数 ¹⁾	B				
卒業率(%) ²⁾	B/A				
卒業までに要した 在学期間別の 内訳 ³⁾	6年				
	7年				
	8年				
	9年以上				
入学時の学生数(実入学者数) ⁴⁾	D				
ストレート卒業率(%) ⁵⁾	C/D				

1) 年度途中で卒業した学生(秋卒者など)の数は除いて、年度末の卒業判定会議で認定された数を記入してください。

2) B/Aの値を%で記入してください(小数点以下第1位まで表示)。

3) Bの人数(編入学者があれば除く)の卒業までに要した学期間別の内訳を記入してください。

4) 各年度の正規卒業学生が入学した年度の実入学者数(編入学者を除く)を記入してください。

5) C/Dの値を%で記入してください(小数点以下第1位まで表示)。

(基礎資料 3－4) 評価対象年度の直近 6 年間ににおける定員充足状況と編入学者の動向

入学年度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	平均値 ⁵⁾
実入学者数 ¹⁾	A							
	B							
	B/A ²⁾							
編入学定員								
編入学者数 ³⁾								
編入学した学年別の内数 ⁴⁾	2 年次 C							
	3 年次 D							
	4 年次 E							
	C+D+E							

- 1) 各年度の 5 月 1 日において 1 年次に在籍していた新入生数を記入してください。
- 2) 各年度の B/A の値を % で記入してください（小数点以下第 1 位まで表示）。
- 3) 各年度に受け入れた編入学者（転学部、転学科などを含む）の合計数を記入してください。
- 4) 編入学者の受け入れ学年別の内数を記入してください。
- 5) 人数は整数（端数は四捨五入）で、入学定員充足率については %（小数点以下第 1 位まで表示）で記入してください。

(基礎資料4) 評価対象年度の直近6年間における学生受入れ状況(入学試験種類別)

	学科名	入試の種類		2021年度入試 (2020年度実施)	2022年度入試 (2021年度実施)	2023年度入試 (2022年度実施)	2024年度入試 (2023年度実施)	2025年度入試 (2024年度実施)	2026年度入試 (2025年度実施)	募集定員数に対する 入学者数の比率 (6年間の平均)
薬学部	薬学	一般入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		大学入学共通テスト 利用入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		AO入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		附属校推薦	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		指定校推薦	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		公募推薦入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		社会人入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		留学生入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		帰国生徒入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
			受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		学 科 計	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							
		編(転)入試験	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
			充足率(A/B)(%)							

- 【注】
- 1 入試の種類は例示です。受審大学の実態に即した名称を記入してください。
 - 2 6年制課程が複数学科あるが入試は学部一括で行っている場合は、「学科名」欄に連記して「学科計」欄を「学部計」としてください。
 - 3 6年制課程が複数学科あり入試を学科別に行っている場合は、学科毎に欄を設けた上で、末尾に「学部合計」欄も設けてください。
 - 4 4年制学科を併設するが入試は学部一括で行っている場合は、「学科名」欄に4年制学科名も記入し、「学科計」欄を「学部計」とした上で、欄外に『（備考）〇年次進級時に6年制学科と4年制学科に分割する。なお、薬学科（6年制）の定員は△△△名である。』という「注」を記載してください。
 - 5 「入試の種類」が対象年度の間に変更されている場合は、すべての種類を記入した上で、対応のない年度の欄に斜線を入れてください。
 - 6 「入学者数(A)」には、各年度の5月1日に在籍した新入学者を構成する入試の種類ごとの入学者数を記入してください。
 - 7 「募集定員数(B)」には、各年度の募集要項に記載した人数を記入してください。
 - 8 充足率は募集定員に対する入学者の割合(A/B)を%で記入してください(小数点以下第1位まで表示)。ただし、募集定員が「若干名」の場合は「―」とします。

（基礎資料５）専任教員および職員の数（例示）

専任教員制用（令和４年10月改正前の大学設置基準に準拠）

表１．大学設置基準（令和４年改正前）別表第一の対象となる６年制学科の専任教員^{１)}

教授	准教授	専任講師	助教	合計	基準数 ^{２)}
１８名	１５名	３名	１０名	４６名	２８名
上記における臨床実務経験を有する者の内数					
教授	准教授	専任講師	助教	合計	必要数 ^{３)}
３名	２名	２名	０名	７名	５名

- １) 薬学教育評価ハンドブック【資料９－１】を参照
- ２) 大学設置基準（令和４年改正前）第十三条別表第一イ（１）及び備考四に基づく数で、別表第二の数は含めない。
- ３) 上記基準数の６分の１（大学設置基準（令和４年改正前）第十三条別表第一イ備考十に相当する数）

表２．６年制学科の教育研究に携わっている表１．以外の薬学部教員

助手 ^{１)}	兼任教員 ^{２)}
８名	５名

- １) 学校教育法第92条⑨による教員として大学設置基準（令和４年改正前）第十条２の教育業務及び研究に携わる常勤者
- ２) ４年制学科を併設する薬学部で、薬学科の専門教育を担当する４年制学科の専任教員

表３．演習、実習、実験などの補助に当たる教員以外の者

TA	SA	その他 ^{１)}	合計
０名	１８名	０名	１８名

自己点検・評価を実施した年度の実績を延べ人数ではなく正味の人数で記入

- １) 実習などの補助を担当する臨時、契約職員など（無給は除く）

表４．薬学部専任の職員^{１)}

事務職員	技能職員 ^{２)}	その他 ^{３)}	合計
８名	３名	２名	１３名

- １) 薬学部の業務を専門に行う職員（非常勤を含む。ただし非常勤数は（ ）に内数で記入。複数学部を兼任する職員は含まないこと。）
- ２) 薬用植物園や実験動物の管理、電気施設など保守管理に携わる職員
- ３) 司書、保健師・看護師など

(基礎資料6) 専任教員の年齢構成および男女構成(例示)

表1. 専任教員の年齢構成¹⁾

	教授	准教授	講師	助教	合計	比率(%)
70代	0名	0名	0名	0名	0名	0%
60代	5名	0名	0名	0名	5名	10.9%
50代	10名	2名	0名	0名	12名	26.1%
40代	3名	10名	0名	1名	14名	30.4%
30代	0名	3名	3名	8名	14名	30.4%
20代	0名	0名	0名	1名	1名	2.2%
合計	18名	15名	3名	10名	46名	

専任教員の定年年齢:(65 歳)

表2. 専任教員の男女構成(参考)¹⁾

	教授	准教授	講師	助教	合計	比率(%)
男性	15名	13名	1名	6名	35名	76.1%
女性	3名	2名	2名	4名	11名	23.9%

1) 基礎資料5の表1の専任教員が対象です。

(基礎資料 7) 専任教員の教育担当状況 (例示)

表 1. 6 年制学科の専任教員 (基礎資料 5 の表 1) が担当する授業科目と担当時間

学科 ¹⁾	職名 ²⁾	氏 名	年 齢	性 別	学位称号	現職就任 年 月 日	授業担当科目 ³⁾	科目の 種類 ⁴⁾	授業時間 ⁵⁾	年間で平均した 週当り授業時間 ⁶⁾
薬学科 (○○薬科学科)	教授	○ ○ ○ ○	57	男	博 (薬)	2000. 4. 1	○○学 I		22. 50	0. 75
							○○学 II		22. 50	0. 75
							○○○特論	院	21. 00	0. 70
							□□□学実習	◎	45. 00	1. 50
							授業担当時間の合計		111. 00	3. 70
薬学科	准教授 (実務)	◇ ◇ ◇ ◇	41	男	博 (薬)	2013. 4. 1	○○学		22. 50	0. 75
							○○演習		11. 25	0. 38
							実務実習事前学習 I		22. 50	0. 75
							実務実習事前学習 II	◎	90. 00	3. 00
							授業担当時間の合計		146. 25	4. 88
薬学科	助教	◇ ◇ ◇ ◇	32	女	博 (薬)	2020. 4. 1	○○学		3. 00	0. 10
							○○演習		4. 50	0. 15
							○○○特論	院	1. 50	0. 05
							□□□□実習	◎	45. 00	1. 50
							授業担当時間の合計		54. 00	1. 80

1) 「学科」欄には、2 学科制薬学部で 4 年制学科の兼任教員となっている場合は (兼任学科名) を付記してください。(4 年制学科の専任教員は、表 3 に記載してください。)

2) 「職名」欄には、臨床における実務経験を有する専任教員には、職名に (実務) と付記してください。

3) 「授業担当科目」には、「卒業研究」の指導を除く全ての授業担当科目 (兼任学科・兼任学科の科目、大学院の授業科目も含む) を記入してください。

4) 「科目の種類」には、実習科目は科目名の右欄に◎を、大学院科目は「院」の字を記入してください。

5) 「授業担当時間」には、当該教員がその科目で行う延べ授業時間 (実働時間) の時間数を、以下に従ってご記入ください (小数点以下 2 桁まで)。

① 実際の時間数は、時間割から計算される時間 (1 コマ 90 分の授業 15 回担当すれば、 $90 \times 15 \div 60 = 22. 5$ 時間) を記入します。

② 専任教員で 1 科目を オムニバス形式で分担している場合は授業回数を分担回数とします。

③ 履修者が多いため同一科目を反復開講している場合は授業時間数に反復回数を乗じます。

④ 実習科目では、同一科目を複数教員 (例えば、教授 1 名と助教、助手 2 名) が担当していても、常時共同指導している場合は分担担当としません。

6) 「年間で平均した週当り授業時間」には、総授業時間を「30」(授業が実施される 1 年間の基準週数) で除した値を記入してください。

7) 基礎資料 7 に記載の氏名・年齢・性別・学位称号・現職就任年月日は、個人情報保護の観点から、公表時には黒塗りにして当機構 WEB ページに掲載いたします。

評価用の基礎資料とは別に、該当箇所 (項目名以外) を黒塗りのした基礎資料 7 を含む、基礎資料全体の PDF ファイルをご提出ください。

(基礎資料 7 続) 助手の教育担当状況 (例示)

表 2. 助手 (基礎資料 5 の表 2.) の教育担当状況

学科	職名	氏名	年齢	性別	学位	就任年月日	授業担当科目	総授業時間	年間で平均した週当たり授業時間
薬学科	助手	〇 〇 〇 〇	35	女	修 (薬)	2012. 4. 1	□□□学実習	45. 00	1. 50
							実務実習事前学習Ⅱ	90. 00	3. 00
薬学科	助手	〇 〇 〇 〇	27	男	薬学士	2019. 4. 1	〇〇〇学実習	45. 00	1. 50

[注] 担当時間数などの記入について (基礎資料 7) の表 1 の脚注に倣ってください。助手については、「授業担当時間の合計」の算出は不要です。

表 3. 兼任教員 (基礎資料 5 の表 2.) が担当する薬学科 (6 年制) の専門科目と担当時間

学科	職名	氏名	年齢	性別	学位	現職就任年月日	薬学科の授業担当科目	総授業時間	年間で平均した週当たり授業時間
〇〇薬科学科	教授	〇 〇 〇 〇	57	男	博 (薬)	2005. 4. 1	〇〇〇論	22. 50	0. 75
							〇〇〇〇学	7. 50	0. 25
〇〇薬科学科	准教授	◇ ◇ ◇ ◇	41	女	博 (理)	2015. 4. 1	〇〇〇〇論	22. 50	0. 75

[注] 担当時間数などの記入については (基礎資料 7) の表 1 の脚注に倣ってください。兼任教員については、「授業担当時間の合計」の算出は不要です。

(基礎資料8) 卒業研究の学生配属状況および研究室の広さ

○ 年生の在籍学生数 名

○ 年生の在籍学生数 名

○ 年生の在籍学生数 名

	配属講座など	指導教員数	○年生 配属学生数	○年生 配属学生数	○年生 配属学生数	合計	卒業研究を実施する 研究室の面積 (m ²)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
合 計							

- [注]
- 1 卒業研究を実施している学年にあわせ、欄を増減して作成してください。
 - 2 指導教員数には担当する教員（助手を含む）の数を記入してください。
 - 3 講座制をとっていない大学は、配属講座名を適宜変更して作成してください。
 - 4 隣接する複数の講座などで共有して使用する実験室などは、基礎資料11-2に記載してください。

(基礎資料 9) 専任教員の活動状況^{1), 2)}

教育および研究活動			
大学名	講座名	職名	氏名
I 教育活動			
教育実践上の主な業績	年 月 日	概 要	
1 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)			
2 作成した教科書、教材、参考書			
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等			
4 その他教育活動上特記すべき事項 (FDを含む)			
II 研究活動 ²⁾ 202X年〇月〇日現在			
1. 著書・論文等の名称	単著・共著の別	発行または発表の年月(西暦)	発行所、発表雑誌(巻・号数)等の名称
(著書) 〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△社
(著書) 〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	△△△△出版
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△△学会誌(第10巻第2号)
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	同 年〇月	Journal of △△ vol. 21 No. 3
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	『△△研究』△△出版
2. 学会発表(評価対象年度のみ)		発表年・月	学会名
(演題名) 〇〇〇〇〇			
(演題名) 〇〇〇〇〇			
III 学会および社会における主な活動 ²⁾			
〇〇年4月～〇〇年3月	震災復旧ボランティア活動(〇〇地区 年2回、各1週間)		
〇〇年6月～現在	学会常任理事		
...	〇〇学会論文審査員		
...	日本薬学会会員※		

1) 基本的に同様の内容であれば、大学独自の様式で作成した業績一覧を提出することができます。

2) 対象期間: I～IIIの対象期間は、評価対象年度を含む直近5年間。

3) 「I～III」は、該当する記入事項がない場合は「なし」と記入してください。

4) 「I 教育活動」は、項目ごと、年月日順に記入してください(年度ごとに代表的な2件まで)。

5) 「II 研究活動」は、学内の対象期限を決めて、各教員ごとに記載してください(対象期限を記入)。

6) 「II 研究活動」は、代表的な著書・論文(in pressを含む)等、5つを記入してください。

7) 「III 学会および社会における主な活動」は、就任年月日順に記入してください。

8) 「III 学会および社会における主な活動」は、若手教員の場合には加入学会名の記載も可。

(基礎資料10) 学生の健康管理

表 1. 評価対象年度の定期健康診断受診率

学年	在学者数	受診者数	受診率 (%)
1 年			
2 年			
3 年			
4 年			
5 年			
6 年			

表 2. 評価対象年度の 5 年生の実務実習前の抗体検査の実施状況

検査対象抗体	抗体価が十分高かった 学生数	抗体価が不十分なため ワクチン接種をした学生数 ¹⁾
風疹		
麻疹		
水痘		
ムンプス		
B 型肝炎		

- 1) 4 年次12月末までにワクチン接種した学生数（確認できた人数）を記入してください。
確認できない場合は、左欄のみ記入してください。

(基礎資料11-1) 6年制学科の教育に使用する施設の状況 (例示)

	施設 ¹⁾	座席数	室数	収容人員合計	備 考
講義室・ 演習室 ²⁾	大講義室	250、300	2	550	1室は講堂で300席
	中講義室	100～120	10	1100	5室は可動機で120席まで可能
	小講義室	60	10	600	全て可動機
	小グループ演習室	20～30	6	120～180	可動機で収容人数は可変。無線LAN設備
	コンピュータ演習室	120	2	240	OBTにも使用
	化学系実習室	80	3	240	基礎化学、物理・分析系実習で使用
実習室	生物系実習室	80	3	240	基礎生物、薬理・生理系実習で使用
	医療系(事前学習)実習室	40	4	160	模擬薬局、模擬病室各1室を含む
	自習室 ³⁾	40	2	80	自習室は他に図書館にもある(基礎資料12)
薬用植物園	ラウンジ(開放スペース)	30	5	150	無線LAN設置
	※以下の概要を任意の様式で記載してください。 ① 設置場所(薬学部キャンパス内か別キャンパスか) ② 施設の構成と規模 ③ 栽培している植物種の数 ④ その他の特記事項				

- 1) 総合大学では薬学部の教育で使用している講義室、演習室、実習室などを対象にしてください。
- 2) 講義室・演習室には収容人数による適当な区分を、例示を参考に設けて、同じ区分での座席数の範囲を示してください。また、固定席が可変席か、その他特記すべき施設なども、例示を参考に記入してください。
コンピュータ演習室の座席数は学生が使用する端末数としてください(教卓にあるものを除く)。
- 3) 学生が自習などの目的で自由に利用できる開放スペースがあれば記載してください。

(基礎資料11-2) 卒業研究などに使用する施設 (例示)

表 1. 講座・研究室の施設

施設名 ^{1), 2)}	面積 ³⁾	収容人員 ⁴⁾	室数	備 考
教員個室 (教授室など)	35 m ²	1人	25	個室は教授・准教授のみ、講師以下は実験・研究室にデスクがある。
実験室・研究室 (大)	85 m ²	15人	15	15講座の研究室
実験室・研究室 (小)	45 m ²	8人	8	2 講座で共有
セミナー室	50 m ²	50人	5	各階に1室 (共用)
共用機器室	45 m ²	0人	10	各階に2室 (共有)

- 1) 施設名は例示です。これらに対応する貴学の施設名でご作成ください。
- 2) 同じ施設に面積が大きく異なるものがある場合は、施設名を「〇〇室 (大)」、「〇〇室 (小)」のように分けてください。
また、複数の講座・研究室で共用する施設には、備考欄にその旨を記載してください。
- 3) 同じ区分とする部屋の面積に幅がある場合は、平均値を整数で記入してください。
- 4) 1 室当たりの基準となる収容人数を記入してください。基準人数に幅がある場合は「〇～△人」と記入してください。

表 2. 学部で共用する実験施設

施設の区分 ^{1), 2)}	室数	施設の内容
大型測定器室	5	高分解能NMR室、質量分析器室、シーケンサ室、その他の大型機器室 (〇室)
実験動物施設	15	一般飼育室 (10室)、特殊動物 (感染、無菌、遺伝子組換え) 飼育室 (3室)
RI実験施設	5	低レベル実験室 (3室)、RI保管庫、RI廃棄物庫
その他の施設		

- 1) 例示のように、大まかな用途による区分を設け、各区分に含まれる室数と施設の内容を例示のように列記してください。面積などは不要です。
- 2) 例示以外の実験施設 (例えば、培養室など) があれば追加してください。

(基礎資料12) 学生閲覧室等の規模

図書室（館）の名称	学生閲覧室 座席数（A）	学生収容 定員数（B） ¹⁾	収容定員に対する 座席数の割合（%） $A \div B \times 100$	その他の 自習室の名称	その他の 自習室の座席数	その他の 自習室の整備状況 ²⁾	備 考 ³⁾
中央図書館 ⁴⁾							
〇〇図書室							
計							

1) 「学生収容定員数（B）」欄には、当該施設を利用している全ての学部・大学院学生等を合計した学生収容定員数を記入してください。

2) 「その他の自習室の整備状況」欄には、情報処理端末をいくつ設置しているかを記入してください。

3) 「備考」欄には、「学生収容定員（B）」の内訳を、学部・大学院等ごとに記入してください。

4) 例示の中央図書館は、薬学部の利用がなければ（キャンパスが異なるなど）、右の欄を空欄にしてください。

(基礎資料13) 図書、資料の所蔵数および受け入れ状況

図書館の名称	図書の冊数		定期刊行物の種類		視聴覚資料の 所蔵数 (点数) ²⁾	電子ジャー ナルのタイ トル数 ³⁾	過去3年間の図書受け入れ状況			備 考
	図書の全冊数	開架図書の 冊数(内) ¹⁾	国内書	外国書			20XX年度	20XX年度	20XX年度	
中央図書館										
〇〇図書室										
計										

〔注〕 雑誌等ですでに製本済みのものは図書の冊数に加えても結構です。

- 1) 開架図書の冊数(内)は、図書の全冊数のうち何冊かを記入してください。
- 2) 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD、スライド、映画フィルム、CD-ROM等を含め、所蔵数については、タイトル数を記入してください。
- 3) 電子ジャーナルが中央図書館で集中管理されている場合は、中央図書館にのみ数値を記入し、備考欄にその旨を注記してください。

基礎資料（薬学教育評価）

（2025年 5 月 1 日現在）

〇〇大学 薬学部

「基礎資料（様式 4 基幹教員制）」作成上の注意事項

- 1 データの基準日は、記述の対象となる年度が指示されていない場合、大学が自己点検・評価を実施した年度（評価対象年度）の**5月1日現在**の数値を記入してください。
ただし、基礎資料3の進級・卒業状況ならびに基礎資料4の入試結果については、「草案」の提出時に未確定のデータは空欄のままでかまいません。
- 2 記述に際しては、各シートの[注]、脚注を確認して、作成してください。なお、三つの方針については、煩雑さを避けるため「～・ポリシー」と表記します。
- 3 各シートの表中の斜体文字の表記例は、消去して作成してください。また、各シートに付されている[注]、脚注は消去しないでください。
- 4 各表に記入する数値について小数点以下の端数が出る場合、特に指示のない限り、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示してください。
- 5 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述するか、欄外に大学独自の注をつけて説明を記してください。
- 6 提出形態について（印刷体とPDFファイルの作成・提出上の注意）
 - ・基本的に、ページ設定で**A 4 判**に作成してください。
 - ・表紙および目次を作成し、全体に通しページ番号（**基礎資料 1 から開始**）を付してください。
 - ・印刷体は、**両面印刷**して、加除が可能な体裁でファイル綴じにし、表紙と背表紙部分に「〇〇大学薬学部 基礎資料」と明記し、「自己点検・評価書」とは別冊にして提出してください。
 - ・カラー表記のあるページは、カラーで印刷してください。
 - ・PDFファイルに変換したデータを、「提出資料一覧」と「自己点検・評価書」と共に、電子メールに添付またはファイル転送サービス等により提出してください。
- 7 基礎資料7に記載の氏名・年齢・性別・学位称号・現職就任年月日は、個人情報保護の観点から、評価結果公表時には黒塗りにして当機構ホームページに掲載いたします。
調書提出時には、該当箇所（項目名以外）を黒塗りした基礎資料7を含む基礎資料全体のPDFファイルを公表用として別途作成してご提出ください。

薬学教育評価 基礎資料（基幹教員制）

（目次）

	資料概要	項目	ページ
基礎資料 1	カリキュラムの体系性と科目の順次性を示す図 1-1 2023年度入学生までのカリキュラム 1-2 2024年度入学生以降のカリキュラム	3	1
基礎資料 2	薬学教育モデル・コアカリキュラムの実施状況 2-1 平成25年度改訂版 薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsを実施する科目 2-2 令和4年度改訂版 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの小項目を実施する科目	3	
基礎資料 3	学生の修学状況 3-1 評価実施年度における学年別在籍状況 3-2 評価実施年度の直近5年間ににおける6年制学科の学年別進級状況 3-3 評価実施年度の直近5年間ににおける学士課程修了（卒業）状況の実態 3-4 直近6年間の定員充足状況と編入学生の動向	3	
基礎資料 4	学生受入れ状況（入学試験種類別）	4	
基礎資料 5	教員および職員等の人数構成 5-1 薬学部6年制学科の教員 5-2 指導補助者等および職員	5	
基礎資料 6	教員の年齢構成および男女構成	5	
基礎資料 7	教員の教育担当状況	5	
基礎資料 8	卒業研究の学生配属状況および研究室の広さ	7	
基礎資料 9	教員の活動状況 9-1 基幹教員（区分A、B、C）の活動状況 9-2 基幹教員（区分D）の活動状況 9-3 基幹教員以外の教員の活動状況	5	
基礎資料10	学生の健康管理	6	
基礎資料11	6年制学科の教育に使用する施設の状況 11-1 6年制学科の教育に使用する施設の状況 11-2 卒業研究などに使用する施設	7	
基礎資料12	学生閲覧室等の規模	7	
基礎資料13	図書、資料の所蔵数および受け入れ状況	7	

〔注〕 ページ番号は、資料の枚数に応じて変更してください。

(基礎資料 5-1) 薬学部 6 年制学科の教員

※ 薬学部に複数の 6 年制学科がある場合は、学科ごとに別シートを追加して集計してください。

※ 薬学教育評価 ハンドブック【資料 9-2】を参照

表 1. 薬学部 6 年制学科の教員数

〇〇学科		教授	准教授	講師	助教	助手 ⁷⁾	合計
1) 基幹教員	A ²⁾						
	B ³⁾						
	C ⁴⁾						
	D ⁵⁾						
上記以外の教員 ⁶⁾							
合計							

1) 令和 4 年 10 月改正の大学設置基準に基づき、基幹教員の区分 (A～D) および職位ごとの教員数を記入してください。基幹教員となるためには、下記 3)～6) の要件以外に、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う」ことが必要です。

2) 専ら当該大学薬学部の 6 年制学科の教育研究に従事する (専従) 教員で、当該 6 年制学科の主要授業科目を担当する者。

3) 専ら当該大学薬学部の 6 年制学科の教育研究に従事する (専従) 教員で、当該 6 年制学科の授業科目 (主要授業科目以外) を年間 8 単位以上担当する者 (上記 3) に該当する者を除く)。

4) 当該薬学部内に併設する他学科あるいは当該大学の他学部の教員で、当該 6 年制学科の授業科目を年間 8 単位以上担当する者。

5) 他大学の教員、あるいはクロスアポイントメント制度等により企業等に専従する者で、当該 6 年制学科の授業科目を年間 8 単位以上担当する者。

6) 基幹教員 A～D に該当しない教員。

7) 大学設置基準第十七条に定める者。

表 2. 収容定員に対する基幹教員の基準数および区分 A+B の基幹教員の必要数

基準数 ^{1), 2)}	名	必要数 ³⁾	名
-----------------------	---	-------------------	---

1) 大学設置基準第十条別表第 1 イ (1)、その備考四および備考九に基づく数 (小数点以下切り上げ)

2) 基準数の過半数は原則として教授であること (別表第一イ (1) 備考一)。

3) 区分 A+B の必要数 = 基準数の 3/4 に相当する数 (小数点以下切り上げ)。

表 3. 実務家教員^{1), 2)}

教授	准教授	講師	助教	合計	必要数 ³⁾
名	名	名	名	名	名

1) 薬剤師としての臨床実務経験 (5 年以上) を有する基幹教員。

2) 区分 A～D 全てが対象です。

3) 表 2. 基準数の 6 分の 1 に相当する数 (文部科学省告示第 175 号) (小数点以下切り上げ)。

(基礎資料 5-2) 指導補助者等および職員

表 1. 指導補助者等¹⁾

指導補助者 ²⁾	その他 ³⁾
名	名

- 1) 自己点検・評価を実施した年度の実績について、延べ人数ではなく正味の人数を記入してください。
- 2) 令和 4 年10月改正の大学設置基準第八条 3 に該当する学生その他の大学が定める者（教員以外）指導補助者には適切な研修を行う必要があります（第十一条）。
- 3) 研修を受けていない S A ・ T A、実習等の補助を担当する臨時職員など（無給の者は除く） ☐

表 2. 薬学部を担当する職員¹⁾

事務職員	技能職員 ²⁾	その他 ³⁾	合計
名	名	名	名

- 1) 薬学部の業務を専門に行う職員（非常勤を含む。ただし非常勤数は（ ）に内数で記入（複数学部を担当する者は除く）
- 2) 薬用植物園や実験動物の管理、電気施設など保守管理に携わる職員
- 3) 司書、保健師・看護師など

(基礎資料7) 教員の教育担当状況 (例示)

単位の計算方法 ⁶⁾	講義・演習：1コマ90分で15コマを2単位とする。 実習：1コマ90分で15コマを1単位とする。
-----------------------	---

表1. 薬学部6年制学科の教員が担当する授業科目と担当単位数

区分 ¹⁾	所属 ²⁾	職名 ³⁾	氏 名	年齢	性別	学位称号	現職就任 年 月 日	授業科目 ⁶⁾				担当 ⁷⁾	
								科目名 ⁴⁾	種類 ⁵⁾	コマ数	単位	コマ数	単位
A	薬学科 (△科学科)	教授	○ ○ ○ ○	57	男	博(薬)	2000. 4. 1	○○○学Ⅰ(2クラス担当)	☆	15	2	30	4
								△△△学(△科学科)	△	15	2	15	2
								○○学特論	院	15	2	3	0.4
								□□□学実習	◎☆	30	2	30	2
								合計				78	6.0
A	薬学科	准教授 (実務)	◇ ◇ ◇ ◇	41	男	博(薬)	2013. 4. 1	○○学(2クラス担当)	☆	15	2	30	4
								○○演習	☆	15	2	15	2
								実務実習事前学習Ⅰ	☆	15	2	15	2
								実務実習事前学習Ⅱ	◎☆	60	4	30	2
								合計				90	10.0
A	薬学科	助教	◇ ◇ ◇ ◇	32	女	博(薬)	2020. 4. 1	○○学(2クラス担当)	☆	15	2	6	1.6
								○○演習	☆	15	2	6	0.8
								○○学特論	院	15	2	6	0.8
								□□□□実習	◎☆	30	2	30	2
								合計				48	4.4
B	薬学科	講師	◇ ◇ ◇ ◇	33	女	博(薬)	2019. 4. 1	○○学		15	2	15	2.0
								基礎○○学		15	2	15	2.0
								○○演習(2クラス担当)		15	2	30	4.0
								□□□学		15	2	15	2.0
								合計				75	10.0
C	△科学科 (薬学科)	教授	○ ○ ○ ○	57	男	博(薬)	1993. 4. 1	臨床○○学(2クラス担当)	☆	15	2	30	4.0
								□□□学		15	2	15	2.0
								△△△学	☆	15	2	15	2.0
								△△△学(△科学科)	△	15	2	15	2.0
								合計				75	8.0
D	△△病院 (薬学科)	講師	○ ○ ○ ○	35	女	博(医)	2020. 6. 1	○○検査学(2クラス担当)	☆	15	2	30	4.0
								□□□実習Ⅰ	◎☆	30	2	30	2.0
								□□□実習Ⅱ	◎☆	30	2	30	2.0
								合計				90.0	8.0
/	薬学科	助教	◇ ◇ ◇ ◇	28	男	博(理)	2021. 4. 1	□□アドバンスト演習		15	2	15	2.0
								□□アドバンスト実習	◎	30	2	30	2.0
								合計				45.0	4.0

- 1) 「区分」欄には、当該6年制学科における基幹教員の区分(基礎資料5-1 表1)を記入してください。基幹教員以外の教員には、斜線を入れてください。
- 2) 「所属」欄には、担当する授業科目を開講する学科名または所属機関等をすべて記入してください。専従(専ら従事)していない学科は()内に記入してください。
- 3) 実務家教員(基礎資料5-1 表3)は、「職名」欄に(実務)と付記してください。
- 4) 「科目名」欄には、教員が担当する全ての授業科目(卒業研究を含む)を記入してください。ただし、6年制学科と同一内容の授業を他学科の授業として別クラスで行う場合は、開講学科を()内に付記した別科目として記入してください。
- 5) 「種類」欄は、以下の点に留意して記入してください。 □
 - ① 6年制学科の「主要授業科目」には「☆」を、実習科目には「◎」を、当該6年制学科以外の学部・学科の科目(6年制学科と同一内容の授業を他学科の授業として別クラスで行う場合を含む)には「△」を、大学院科目には「院」を記入してください。
 - ② 区分Cの基幹教員が専従する学部・学科の学生を対象として担当する授業科目には「△」を記入してください。
 - ③ 複数の種類に該当する場合は、それらをすべて記入してください。□
- 6) 授業科目の単位の計算方法(授業時間・コマ数との関係)を、履修規定等に基づいて表の右上欄外に示してください。
- 7) 「担当」欄は、以下の点に留意して記入してください。
 - ① 複数教員で1科目を オムニバス形式で分担している場合は、分担コマ数分の単位数を記入してください。
 - ② 実習科目については、同一科目を複数教員が担当していても、常時共同で指導している場合は分担担当としません。
 - ③ 同一内容の授業を複数のクラスで異なる学生に反復して行う場合、反復回数を乗じたコマ数と単位数を記入してください。
 - ④ 「担当単位の合計」欄には、「種類」欄が「△」または「院」の科目の単位数を加算しないでください。

[注] 基礎資料7に記載の氏名・年齢・性別・学位称号・現職就任年月日は、個人情報保護の観点から、公表時には黒塗りにして当機構WEBページに掲載いたします。□

(基礎資料 9-1) 基幹教員 (区分 A、B、C) の活動状況^{1), 2)} (例示)

専従する大学名 学部名	学科名	講座名	職名 (区分)	氏名
〇〇大学薬学部	薬学科	〇〇学講座	教授 (A)	〇 〇 〇 〇
I 薬学部 (6 年制) の教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う活動等 ³⁾				
教授会、教務委員会・・・				
II 教育活動 ^{4), 5)}				
	年 月 日	概 要		
1 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)				
2 作成した教科書、教材、参考書				
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 F D・研修等への参加等の活動				
III 研究活動 ^{4), 6), 7)} 202X年〇月〇日現在				
1 著書・論文等の名称	単著・共著の別	発行・発表の年月 (西暦)	発行所、発表雑誌 (巻・号数) 等の名称	
(著書) 〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△社	
(著書) 〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	△△△出版	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△△学会誌 (第10巻第2号)	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	同 年〇月	Journal of △△ vol. 21 No. 3	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	『△△研究』△△出版	
2 学会発表 (評価対象年度のみ)		発表年・月	学会名	
(演題名) 〇〇〇〇〇				
(演題名) 〇〇〇〇〇				
IV 学会および社会における主な活動 ^{4), 8), 9)}				
〇〇年4月～〇〇年3月	震災復旧ボランティア活動 (〇〇地区 年2回、各1週間)			
〇〇年6月～現在	学会常任理事			
・・・	〇〇学会論文審査員			
・・・	日本薬学会会員			

- 1) 基本的に同様の内容であれば、大学独自の様式で作成した業績一覧を提出することができます。
- 2) 対象期間：I は評価対象年度、II～IV は評価対象年度を含む直近5年間。
- 3) 標記の活動を行うために委員等として参画している組織・委員会名を記入してください。
- 4) 「II～IV」は、該当する記入事項がない場合は「なし」と記入してください。
- 5) 「II 教育活動」は、項目ごと、年月日順に記入してください (年度ごとに代表的な2件まで)。
- 6) 「III 研究活動」は、学内の対象期限を決めて、各教員ごとに記載してください (対象期限を記入)。
- 7) 「III 研究活動」は、代表的な著書・論文 (in pressを含む) 等、5つを記入してください。
- 8) 「IV 学会および社会における主な活動」は、就任年月日順に記入してください。
- 9) 「IV 学会および社会における主な活動」は、若手教員の場合には加入学会名の記載も可。

(基礎資料9-2) 基幹教員(区分D)の活動状況^{1), 2)} (例示)

所属機関(大学・企業等)	部署・職種等	職名(区分)	氏名
〇〇病院	臨床検査部(技師)	講師(D)	〇 〇 〇 〇
I 基幹教員としての薬学部の運営上の活動等			
1 薬学部(6年制)の運営に係る活動 ³⁾		教授会、教務委員会	
2 専従する学外機関での活動と薬学部の教育研究活動の effort 比 ⁴⁾		所属機関: 薬	60% : 40%
II 教育活動 ^{5), 6)}			
	年 月 日	概 要	
1 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)			
2 作成した教科書、教材、参考書			
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等			
4 F D・研修等への参加等の活動 ³⁾			
III 研究活動 ^{5), 7), 8)} 202X年〇月〇日現在			
1 著書・論文等の名称	単著・共著の別	発行・発表の年月(西暦)	発行所、発表雑誌(巻・号数)等の名称
(著書) 〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△社
(著書) 〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	△△△△出版
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△△学会誌(第10巻第2号)
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	同 年〇月	Journal of △△ vol. 21 No. 3
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	『△△研究』△△出版
2 学会発表(評価対象年度のみ)		発表年・月	学会名
(演題名) 〇〇〇〇〇			
(演題名) 〇〇〇〇〇			
IV 学会および社会における主な活動 ^{5), 9), 10)}			
〇〇年4月～〇〇年3月	震災復旧ボランティア活動(〇〇地区 年2回、各1週間)		
〇〇年6月～現在	学会常任理事		
・ ・ ・	〇〇学会論文審査員		
・ ・ ・	日本薬学会会員		

- 1) 基本的に同様の内容であれば、大学独自の様式で作成した業績一覧を提出することができます。
- 2) 対象期間: I は評価対象年度、II～IVは評価対象年度を含む直近5年間。
- 3) 標記の活動を行うために委員等として参画している組織・委員会名を記入してください。
- 4) 右欄にクロスアポイントメント等に基づく所属機関と薬学部での研究活動の effort 比を記入してください。
- 5) 「II～IV」は、該当する記入事項がない場合は「なし」と記入してください。
- 6) 「II 教育活動」は、項目ごと、年月日順に記入してください(年度ごとに代表的な2件まで)。
- 7) 「III 研究活動」は、学内の対象期限を決めて、各教員ごとに記載してください(対象期限を記入)。
- 8) 「III 研究活動」は、代表的な著書・論文(in pressを含む)等、5つを記入してください。
- 9) 「IV 学会および社会における主な活動」は、就任年月日順に記入してください。
- 10) 「IV 学会および社会における主な活動」は、若手教員の場合には加入学会名の記載も可。

(基礎資料 9-3) 基幹教員以外の教員の活動状況^{1), 2)} (例示)

専従する大学名 学部名	学科名	講座名	職名	氏名
〇〇大学薬学部	薬学科	〇〇学講座	〇〇	〇 〇 〇 〇
I 薬学部（6年制）の教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う活動等 ³⁾				
教授会、教務委員会・・・				
II 教育活動 ^{4), 5)}				
	年 月 日	概 要		
1 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)				
2 作成した教科書、教材、参考書				
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 F D・研修等への参加等の活動				
III 研究活動 ^{4), 6), 7)} 202X年〇月〇日現在				
1 著書・論文等の名称	単著・共著の別	発行・発表の年月（西暦）	発行所、発表雑誌（巻・号数）等の名称	
(著書) 〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△社	
(著書) 〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	△△△出版	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	20XX年〇月	△△△学会誌（第10巻第2号）	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	単著	同 年〇月	Journal of △△ vol. 21 No. 3	
(論文) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	共著	20XX年〇月	『△△研究』△△出版	
2 学会発表（評価対象年度のみ）		発表年・月	学会名	
(演題名) 〇〇〇〇〇				
(演題名) 〇〇〇〇〇				
IV 学会および社会における主な活動 ^{4), 8), 9)}				
〇〇年4月～〇〇年3月	震災復旧ボランティア活動（〇〇地区 年2回、各1週間）			
〇〇年6月～現在	学会常任理事			
・・・	〇〇学会論文審査員			
・・・	日本薬学会会員			

- 1) 基本的に同様の内容であれば、大学独自の様式で作成した業績一覧を提出することができます。
- 2) 対象期間：Iは評価対象年度、II～IVは評価対象年度を含む直近5年間。
- 3) 標記の活動を行うために委員等として参画している組織・委員会名を記入してください。
- 4) 「II～IV」は、該当する記入事項がない場合は「なし」と記入してください。
- 5) 「II 教育活動」は、項目ごと、年月日順に記入してください（年度ごとに代表的な2件まで）。
- 6) 「III 研究活動」は、学内の対象期限を決めて、各教員ごとに記載してください（対象期限を記入）。
- 7) 「III 研究活動」は、代表的な著書・論文(in pressを含む)等、5つを記入してください。
- 8) 「IV 学会および社会における主な活動」は、就任年月日順に記入してください。
- 9) 「IV 学会および社会における主な活動」は、若手教員の場合には加入学会名の記載も可。

(様式5)

「評価チーム報告書案」に対する確認

および

質問事項への回答

受審大学名 _____

(作成日 20XX 年 月 日)

記述上の留意点

1. 「質問事項への回答」の記述について

「評価チーム報告書案」の各項目の「質問事項」を転記し、その回答を記述してください。その際、その根拠となる資料・データ等を、次の表記例のとおり記述してください。既に提出いただいている「添付資料」は、蛍光ペンの黄色マーカーを付してください。根拠資料・データ等がない場合は作成いただき、「追加資料」として本回答用紙とともに提出してください。「追加資料」に関しましては、本ハンドブックⅢの4に記載されている「追加資料」に対する指示に従って作成し、提出してください。

(表記例)

1 教育研究上の目的と三つの方針

■ 本項目における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

回 答

○○○○○○○・・・・・・・・「自己点検・評価書」p. ○、◇行目)・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・(追加1「○○○…」、p. ◇、△行目)。

2) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

回 答

○○○○○○○・・・・・・・・(資料45「○○○…」、p. △、×行目)。

3) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

回 答

○○○○○○○・・・・・・・・(追加2「○○○…」、p. ☆、◇行目)。

2. 評価チーム報告書案について、以下の事項を確認し、必要に応じて記述してください。

■ 各項目における事実誤認の確認

■ 各項目において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 各項目に関して、特に意見がありましたらお書きください

記述に際しては、「自己点検・評価書」の該当ページおよび行数、指摘事項を簡条書きで明記し、必要な場合は根拠資料・データ等を付してください。

1 教育研究上の目的と三つの方針

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

2 内部質保証

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

■ 本『項目』 3-1 教育課程の編成 における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『項目』 3-1 教育課程の編成 における事実誤認の確認

■ 本『項目』 3-1 教育課程の編成 において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』 3-1 教育課程の編成 に関して、特に意見がありましたらお書きください

(3-2) 教育課程の実施

■ 本『項目』 3-2 教育課程の実施 における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『項目』 3-2 教育課程の実施 における事実誤認の確認

■ 本『項目』 3-2 教育課程の実施 において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』 3-2 教育課程の実施 に関して、特に意見がありましたらお書きください

(3-3) 学修成果の評価

■ 本『項目』3-3 学修成果の評価 における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『項目』3-3 学修成果の評価 における事実誤認の確認

■ 本『項目』3-3 学修成果の評価 において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』3-3 学修成果の評価 に関して、特に意見がありましたらお書きください

4 学生の受入れ

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

5 教員組織・職員組織

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

6 学生の支援

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

7 施設・設備

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

8 社会連携・社会貢献

■ 本『項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『項目』における事実誤認の確認

■ 本『項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

訪問調査時のスケジュール (例示)

(大学名) _____

1 日 目	時 間	内 容	会 場
	9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
	9:05～9:30 (25 分)	①評価者事前打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
	9:30～10:30 (60 分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	10:30～11:00 (30 分)	③授業参観	
	11:00～12:00 (60 分)	④資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	12:00～13:00 (60 分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
	13:00～15:00 (120 分)	⑤大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	15:00～15:10 (10 分)	休憩	控室 (〇号講義室)
	15:10～16:10 (60 分)	⑥施設見学	
	16:10～17:10 (60 分)	⑦若手教員との意見交換	〇〇会議室
	17:10	1 日目終了	

2 日 目	時 間	内 容	会 場
	9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
	9:05～9:30 (25 分)	①評価者事前打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
	9:30～11:30 (120 分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	11:30～12:30 (60 分)	③学生との面談	〇〇会議室
	12:30～13:30 (60 分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
	13:30～15:30 (120 分)	④大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	15:30～15:40 (10 分)	⑤謝辞と今後の予定について	〇〇会議室
	15:40～16:40 (60 分)	⑥評価者打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
	16:40	訪問調査終了・解散	

※資料は、2 日間に渡り一定の場所で閲覧できるようにご準備ください。

訪問調査時のスケジュール (例示)

(大学名) _____

時 間	内 容	会 場
9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
9:05～9:30 (25 分)	①評価者事前打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
9:30～11:30 (120 分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
11:30～12:30 (60 分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
12:30～13:45 (75 分)	③大学関係者との意見交換	〇〇会議室
13:45～14:00 (15 分)	休憩	控室 (〇号講義室)
14:00～15:15 (75 分)	④大学関係者との意見交換	〇〇会議室
15:15～15:25 (10 分)	⑤謝辞と今後の予定について	〇〇会議室
15:25～15:30 (5 分)	休憩	控室 (〇号講義室)
15:30～16:45 (60 分)	⑥評価者打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
17:00	訪問調査終了・解散	

訪問調査時の見学施設・参観授業一覧 (例示)

(大学名) _____

訪問調査における見学施設および授業参観について、下記のとおり予定しています。

見学順	見学施設および授業参観	所要時間
1	(1号館) ・ 1階 講義室 → 2階 講義室	約 30 分 (午前)
2	(2号館) ・ 2階 臨床系実習室 → 3階 基礎系実習室	約 20 分 (午後)
3	(3号館) ・ ○○研究室 → △△研究室	約 20 分 (午後)
4	(図書館) → (薬用植物園)	約 20 分 (午後)
全体の所要時間 (移動時間を含む)		約 90 分
参観する授業名	・ 1年生選択科目「○○○○○○○」 ・ 2年生必修科目「△△△△△△」 ・ 3年生必修科目「○○○○○実習」	

※行数は適宜調整してください。

「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿（例示）

(大学名) _____

訪問調査における意見交換の際の本学側出席者は、下表のとおりです。

役職または所属	ふ り が な 氏 名
学長・学部長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
薬学科長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
教務部長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
入試担当者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
自己点検・評価担当教員	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
事務局長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
自己点検・評価担当事務職員	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
計	△△名

※行数は適宜調整してください。

※席次表（会場の座席配置と出席者名がわかる図）もあわせてご提出ください（様式自由）。

「若手教員との意見交換」大学側出席者名簿

(大学名) _____

訪問調査における若手教員との意見交換の際の本学側出席者は、下表のとおりです。

所属、専門分野、担当教科等	職位	ふ り が な 氏 名
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
計		△△名

※行数は適宜調整してください。

学生面談時の参加予定学生

(大学名) _____

学年	性別	備考
1 年		
2 年		
3 年		
4 年		
5 年		
6 年		

※全学年の学生が出席できるように、ご配慮ください。

※学生の個人名は不要です。

※卒業研究の配属講座が決まっている場合には、備考欄に記載してください。

※部分参加の場合には、参加時間帯を備考欄に記載してください。

(様式 10)

20XX 年〇月〇日

一般社団法人 薬学教育評価機構

評価委員会委員長 殿

大学名

代表者

意見申立書

一般社団法人薬学教育評価機構の「薬学教育評価 実施規則」に基づき、評価報告書（評価委員会案）への意見の申立てについて、下記のとおり通知いたします。

記

評価報告書（評価委員会案）に意見申立てを行いません。

評価報告書（評価委員会案）に対し、別紙（No. 〇からNo. 〇）をもって意見の申立てを行います。

以上

(注) 上記のうち、該当しない行は削除してください。

評価報告書（評価委員会案）に対する意見

(大学名) _____

(1) 評価報告書（評価委員会案）の該当ページおよび行

p. 〇 〇〇行目

(2) 該当部分 (そのまま転記)

[illegible]

(3) 該当部分に対する意見およびその具体的な根拠

[illegible]

(注)

- 1) 該当部分ごとにシートを変えて作成してください。
- 2) 誤字・脱字等、評価の内容に関わらない点については、意見とは別のシートにまとめてください。

提 言 に 対 す る 改 善 報 告 書

- ・「IV. 大学への提言」に記載された番号順に書式に従って提言ごとに記述してください。
- ・内容は明朝体 10.5 ポイントで記述してください。
- ・本文中の年号表記については、令和は「西暦のみ」、それ以前は「西暦（和暦）年」の形式に統一してください。
- ・斜体文字で記述例等を表記しています。削除して記述してください。
- ・必要に応じてページを加除してください。
- ・改善状況を示す根拠となる資料等は、最新版のハンドブックを参照し、本評価に準じて通し番号を付与してください。
- ・提出資料一覧を作成し、上記資料および本報告書とともに提出してください。
- ・このテキストボックスは最後に消去してください。

※助言への対応報告は、改善すべき点とは異なり、評価とフィードバックはいたしません。そのまま公表いたします。

提出日：20XX 年〇〇月〇〇日

大学名：□□大学薬学部

本評価受審年度：20XX 年度

■改善すべき点への対応について ←1つ目の改善すべき点にのみ記載してください。

改善すべき点（ ） 提言に記載された番号を（ ）内に記入してください。

(1) 改善すべき点が指摘された『項目』

項目番号と項目のタイトルを書いてください。

(2) 指摘事項

評価報告書の「IV. 大学への提言」から「改善すべき点」を転記してください。

(3) 本評価時の状況

指摘された本評価受審時の状況について、「自己点検・評価書」および「評価報告書」などを参照して具体的に説明してください。

(4) 本評価後の改善状況

指摘された点に対して、何が、どのように改善されたかが明確にわかるように、根拠資料に基づいて具体的に記述し、改善がまだ十分でない場合には、どのような点が不十分であるか、また、今後の改善計画について説明してください。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

■助言への対応について ←1つ目の助言にのみ記載してください。

助言 () 提言に記載された番号を () 内に記入してください。

(1) 助言が付された『項目』

項目番号と項目のタイトルを書いてください。

(2) 指摘事項

「評価報告書」の「IV. 大学への提言」から「助言」を転記してください。

(3) 本評価時の状況

oo

oo

(4) 本評価後の対応状況

oo

oo

(5) 対応状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

[illegible]

(様式 12)

20XX 年〇月〇日

一般社団法人 薬学教育評価機構

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

大学名

代表者

印

異議申立書

一般社団法人薬学教育評価機構の「薬学教育評価 実施規則」に基づき、別紙（異議申立ての理由）を添え、下記の通り総合判定の「評価結果」に異議申立てを行います。

記

1. 異議申立てに係る総合判定（いずれかを残し、斜体文字の説明は削除してください。）
不適合 評価継続（総合判定が保留の場合）
2. 異議申立てに係る判定を知った年月日 20XX 年〇〇月〇〇日
3. 異議申立ての趣旨

以上

評価結果に対する異議申立ての理由

(大学名) _____

< No. >

(1) 評価報告書の該当ページおよび行

p. 〇 〇〇行目

(2) 該当部分 (そのまま転記)

[illegible]

(3) 該当部分に対する意見およびその具体的な根拠

.....

(注) 該当部分ごとに<No.>を付して、作成してください。

(様式 13)

薬学教育評価 再（追）評価申請書

20XX 年 ○月 ○日

一般社団法人 薬学教育評価機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

大学名

代表者

印

一般社団法人薬学教育評価機構の評価事業基本規則の趣旨を理解し、20XX 年に受審した
本学薬学部 の 6 年制薬学教育プログラムの評価に対する再（追）評価を申請いたします。

薬 学 教 育 評 価

再（追）評価改善報告書

(注意点)

- ・内容は明朝体 10.5 ポイントで記述してください。
- ・斜体文字で記述例等を表記しています。削除して記述してください。
- ・必要に応じてページを加除してください。
- ・改善状況を示す根拠となる資料等は、最新版のハンドブックを参照し、本評価に準じて通し番号を付与してください。
- ・提出資料一覧を作成し、上記資料および本報告書とともに提出してください。

提出日	20XX 年 月 日
大学名	○ ○ 大 学 薬 学 部
本評価受審年度	20XX 年度

■本評価の評価結果について■

I．総合判定の結果

本評価における評価報告書の「I．総合判定の結果」を転記してください。

II．総評

本評価における評価報告書の「II．総評」を転記してください。

■再（追）評価対象項目の改善報告■

「適合水準に達していない」と評価された『項目』ごとに、以下の書式に従って作成してください。

- (1) 再（追）評価の対象となった『項目』の番号とタイトル

3-3 学修成果の評価

- (2) 本評価時の状況

自己点検・評価書の【現状】を転記してください。

- (3) 本評価の結果

(概評)

評価報告書の「Ⅲ. 『項目』ごとの概評」から全て転記してください。

(改善すべき点／助言)

評価報告書の「Ⅳ. 大学への提言」から「改善すべき点」、「助言」を全て番号順に転記してください。

改善すべき点

1. △△△△△△△△△△

・

n. △△△△△△△△△△

助言

1. △△△△△△△△△△

・

n. △△△△△△△△△△

- (4) 改善報告

(3) の「改善すべき点」、「助言」への対応を踏まえて、改善後の【現状】を経緯も含めて記載してください。

- (5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(再(追)評価対象以外の項目)

「おおむね適合水準に達しているが、・・・」のように評価された『項目』で指摘された改善すべき点について、「IV. 大学への提言」に記載された番号順に以下の書式に従って作成してください。同じ項目で、複数の改善すべき点を指摘されたときは、改善報告書は、提言ごとに作成してください。斜体文字の説明文は削除してください。

「適合水準に達している」、「おおむね適合水準に達しているが、・・・」のように評価された項目において指摘された助言について、「IV. 大学への提言」に記載された番号順に以下の書式に従って提言ごとに作成してください。斜体文字の説明文は削除してください。

(1) 助言が付された『項目』

…することが望まれる。

[illegible]

oo
oo
oo
ooo,

oo

oooooooooooooooooooo

oooooooooooooooooooo

oooooooooooooooooooo

(様式 15-1) 抜粋

一般社団法人 薬学教育評価機構

薬学教育評価

評価チーム報告書案

受審大学名

20XX 年 月 日

※明朝体の 10.5 ポイントで記述してください。

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

概評（必ず記述の根拠となる資料等の名称および該当するページを記してください。）

「**長所**」（概評の中から長所を積極的・具体的に記述してください。）

「**助言**」（概評の中から改善・向上が望まれる点を具体的に記述してください。）

「**改善すべき点**」（概評の中から義務として改善・向上を求める点を具体的に記述してください。）

「**質問**」（資料の不明点、疑問点を記述してください。）

「**訪問調査で閲覧を希望する資料・データ等**」

(様式 15-2) 抜粋

一般社団法人 薬学教育評価機構

薬学教育評価

評価チーム報告書

受審大学名

20XX 年 月 日

※明朝体の 10.5 ポイントで記述してください。

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

項目の『評定』（ ）

概評

「長所」

「助言」

「改善すべき点」

[総合評価]

1. 適合認定について (適合 不適合 評価継続)

2. 総 評

適合認定の結果について、その根拠を各『項目』の評価を踏まえ、1,000 字程度で記述してください。

薬学教育評価

評価報告書（評価委員会案）

評 価 報 告 書

受審大学名 ○○大学薬学部

（本評価実施年度）20XX 年度

（作成日）20XX 年 月 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

I. 総合判定の結果

〇〇大学薬学部（6年制薬学教育プログラム）は、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定する。

認定の期間は20XX年3月31日までとする。

II. 総 評 （原則として1,000字程度で記述してください。）

Ⅲ. 『項目』ごとの概評

(『項目』ごとに概評を記述してください。)

- 1 教育研究上の目的と三つの方針
- 2 内部質保証
- 3 薬学教育カリキュラム
 - (3-1) 教育課程の編成
 - (3-2) 教育課程の実施
 - (3-3) 学修成果の評価
- 4 学生の受入れ
- 5 教員組織・職員組織
- 6 学生の支援
- 7 施設・設備
- 8 社会連携・社会貢献

Ⅳ. 大学への提言

1) 長所 (概評の内容から長所を『項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. ○○○○○○○○○○充実している。(6. 学生の支援)
2. ○○○○○○○○○○評価できる。(8. 社会連携・社会貢献)

2) 助言 (概評の中から改善・向上が望まれる事項を『項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. ○○○○○○○○○○することが望ましい。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
2. ○○○○○○○○○○行うことが望ましい。(3. 薬学教育カリキュラム
3-1 教育課程の編成)

3) 改善すべき点 (概評の中から義務として改善・向上を求める事項を『項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. ○○○○○○○○○○改善する必要がある。(2. 内部質保証)
2. ○○○○○○○○○○行う必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム
3-3 学修成果の評価)

V. 認定評価の結果について

- 1) 評価の経過
- 2) 「評価結果」の構成
- 3) 評価のスケジュール
- 4) 提出資料一覧

最終の「評価報告書」につきます。

VI. 資 料

一般社団法人 薬学教育評価機構 評価事業基本規則

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 総合評価評議会
- 第 3 章 評価委員会
- 第 4 章 評価実施員
- 第 5 章 基準・要綱検討委員会
- 第 6 章 異議審査委員会
- 第 7 章 その他
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 一般社団法人薬学教育評価機構（以下「機構」という）は、我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

(付帯業務)

第 2 条 機構は、前条の評価事業に付帯して、評価を適切に行うための薬科大学・薬学部および薬剤師養成制度全般に関する情報収集と調査研究、評価依頼校への適宜の情報提供、薬剤師養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

(評価事業)

第 3 条 評価事業およびその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき、第 2 章で定める総合評価評議会およびその下部組織がこれを行う。

- 2 総合評価評議会の下部組織は、評価委員会、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会から構成される。
- 3 評価事業である薬学教育プログラムの評価は、総合評価評議会において策定する「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」に基づき実施される。
- 4 総合評価評議会において、所定の手続に基づいて作成、もしくは修正された評価報告書

は、所定の手続に従い機構の評価報告書として確定し、理事会に報告後、理事長および総合評価評議会議長の連名で公表される。

(守秘義務)

第4条 機構ならびに評価事業に関わる者は、評価事業およびその付帯業務の遂行により取得した薬科大学・薬学部およびその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、総合評価評議会が第1条の評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第2章 総合評価評議会

(目的)

第5条 評価事業の最高意思決定機関として、総合評価評議会を設ける。

(権限)

第6条 総合評価評議会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書を作成する。
- (2) 「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」の策定・変更等評価事業およびその付帯業務の基本的事項を決定する。
- (3) 評価委員会、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会の各委員を選任する。
- (4) 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議の採否を決定し、必要があるときは評価報告書を修正する。
- (5) この基本規則の改正案を決定する。
- (6) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

(構成)

第7条 総合評価評議会は、16名程度の総合評価評議員をもって構成する。総合評価評議員のうち5名程度が薬科大学・薬学部関係者、4名程度が実務薬剤師、7名程度が有識者(医療関係者および大学評価関係者を含む)とすることを原則とする。

(総合評価評議員の選任)

第8条 総合評価評議員は、機構理事会において選任する。

(任期)

第9条 総合評価評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された総合評価評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価評議会議長)

第10条 総合評価評議会議長は、総合評価評議員の互選により決する。

2 総合評価評議会議長は、総合評価評議会の代表として評議会を統括する。

3 総合評価評議会議長は、副議長1名を選任し、議長を補佐させる。

(総合評価評議会の開催)

第11条 通常総合評価評議会は、原則として毎年2回定時に開催する。

2 臨時総合評価評議会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。

(1) 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議を審理する必要があるとき。

(2) 機構理事長または総合評価評議会議長が必要と認めたとき。

(3) 総合評価評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 前項(1)の異議の審理は、第63条所定の異議審査委員会の異議審査書が総合評価評議会に提出された後に行なわれる。

(招集)

第12条 総合評価評議会は、総合評価評議会議長が招集する。

(定足数)

第13条 総合評価評議会は、総合評価評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第14条 総合評価評議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総合評価評議員は、その所属もしくは利害関係を有する薬科大学・薬学部に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第15条 やむを得ない理由のため総合評価評議会に出席できない総合評価評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その総合評価評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総合評価評議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総合評価評議会運営規則)

第17条 総合評価評議会は、その運営に関して、別途、総合評価評議会運営規則を設ける。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書原案の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

(権限)

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書原案を作成する。
- (2) 評価実施員を選任し、または解任する。
- (3) 評価する薬科大学・薬学部ごとに評価チームを編成する。
- (4) 評価事業およびその付帯業務についての諸事項で、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会の担当でないものにつき、これを検討する。

(構成)

第20条 評価委員会は、20名程度の評価委員をもって構成する。評価委員のうち、12名程度が薬科大学・薬学部の専任教員あるいはその経験者、4名程度が実務薬剤師、4名程度が有識者とするを原則とする。

(評価委員の選任)

第21条 評価委員は、総合評価評議会において選任する。

(任期)

第22条 評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第23条 評価委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置く。委員長は、総合評価評議会が指名し、副委員長は委員長の指名により決する。

(開催)

第24条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

(招集)

第25条 評価委員会は、総合評価評議会議長または評価委員会の委員長が招集する。

(議長)

第26条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち1名がこれに当たる。

(議決)

第27条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 評価委員は、その所属もしくは利害関係を有する薬科大学・薬学部に関する議事に参加できない。

(議事録)

第28条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第29条 評価委員会は、出席した評価委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることが出来る。この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(評価委員会運営規則)

第30条 評価委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第4章 評価実施員

(目的)

第31条 評価実施員は、薬科大学・薬学部の自己点検・評価書その他の資料を調査し、訪問調査を行い、評価チーム報告書を作成する等の職務を行う。

(評価実施員名簿)

第32条 評価実施員に選任された者は、評価実施員名簿にその氏名、所属、連絡先を登録する。

(評価実施員)

第33条 評価実施員は評価委員会により選任されるものとし、総合評価評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。なお、評価実施員の選出については、別途定める。

(評価チーム)

第34条 評価チームは、評価する薬科大学・薬学部ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員4名から成るものとする。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととする。

2 前項の評価実施員数は増減されることがある。

3 評価対象の薬科大学・薬学部にもしくは利害関係を有する者は、当該薬科大学・薬学部の評価チームの評価実施員となることはできない。

(権限)

第35条 評価実施員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価を行う薬科大学・薬学部の自己点検・評価書その他の資料の調査および訪問調査を行い、評価についての調査結果および意見を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会へ提出する。

(主査・副査)

第36条 評価チーム4名のうち、主査1名および副査1名を評価委員会が選任する。

(主査・副査の権限)

第37条 主査は、評価チームを統率するとともに、評価チーム報告書を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価実施員の義務)

第38条 評価実施員は、原則として、機構が行う評価実施員研修等に参加しなければならない。

(任期・辞任・解任)

第39条 評価実施員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 評価実施員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出る。

3 評価委員会は、評価実施員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合および評価実施員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できる。

第5章 基準・要綱検討委員会

(目的)

第40条 評価事業およびその付帯業務を遂行するための評価基準、評価実施要綱、評価手続等に関する原案等を作成し、総合評価評議会に答申する機関として基準・要綱検討委員会を設ける。

(権限)

第41条 基準・要綱検討委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の原案または改正案を作成する。
- (2) 評価実施要綱の原案または改正案を作成する。
- (3) 評価手続等に関する具体的な事項案を作成する。

(構成)

第42条 基準・要綱検討委員会は、15名程度の委員をもって構成する。基準・要綱検討委員のうち、9名程度が薬科大学・薬学部の専任教員あるいはその経験者、4名程度が実務薬剤師、2名程度が有識者とするを原則とする。

(基準・要綱検討委員の選任)

第43条 基準・要綱検討委員は、総合評価評議会において選任する。

(任期)

第44条 基準・要綱検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された基準・要綱検討委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第45条 基準・要綱検討委員会には、委員長1名と副委員長1名を置く。これらは、基準・要綱検討委員会委員の互選により決する。

(開催)

第46条 基準・要綱検討委員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第47条 基準・要綱検討委員会は、総合評価評議会議長または基準・要綱検討委員長が招集する。

(議長)

第48条 基準・要綱検討委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第49条 基準・要綱検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した基準・要綱検討委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(議事録)

第50条 基準・要綱検討委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(基準・要綱検討委員会運営規則)

第51条 基準・要綱検討委員会はその運営に関して、別途、基準・要綱検討委員会運営規則を設ける。

第6章 異議審査委員会

(目的)

第52条 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議を審査するため、総合評価評議会が異議審査委員会を設ける。

(権限)

第53条 異議審査委員会は、薬科大学・薬学部から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を総合評価評議会に報告する。

(構成)

第54条 異議審査委員会は、6名程度の異議審査委員をもって構成する。

(異議審査委員の選任)

第55条 異議審査委員は、総合評価評議会において異議審査予備委員の中から選任する。

2 総合評価評議会は、予め異議審査予備委員を選任する。

3 異議審査の対象となる薬科大学・薬学部にもしくは利害関係を有する者は、当該薬科大学・薬学部の異議審査に加わることはできない。

4 異議審査委員会委員長は、必要に応じて異議審査予備委員の中から指名した者を異議審査委員とすることができる。

(任期)

第56条 異議審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された異議審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第57条 異議審査委員会の互選により、異議審査委員会委員長1名を定める。

(開催)

第58条 評価報告書に対し、評価を受けた薬科大学・薬学部から出された異議は、異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(招集)

第59条 異議審査委員会は、異議審査委員会委員長が招集する。

(議長)

第60条 異議審査委員会の議長は、異議審査委員会委員長がこれを行う。

(議決)

第61条 異議審査委員会の議事は、原則として、出席し議事に参加した異議審査委員全員の一致による。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできる。

(秘密会)

第62条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

(異議審査書の作成)

第63条 異議審査委員会は、審査の結果について異議審査報告書を作成し、総合評価評議会に提出する。

(異議審査委員会運営規則)

第64条 異議審査委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第7章 その他

(評価に関する諸規則)

第65条 この基本規則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、総合評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

(改正)

第66条 この基本規則の改正は、総合評価評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成21年1月29日に制定し、同日より施行する。
- 2 初年度の事業年度の開始日は、施行日とする。
- 3 この改正規則は、平成21年11月26日より施行する。
- 4 この改正規則は、平成24年1月13日より施行する。
- 5 この改正規則は、遡って平成23年3月1日を施行日とする。
- 6 この改正規則は、平成24年11月12日より施行する。
- 7 この改正規則は、平成27年4月1日より施行する。
- 8 この改正規則は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この改正規則は、2020年4月1日より施行する。
- 10 この改正規則は、2024年4月1日より施行する。
- 11 この改正規則は、2024年11月11日より施行する。

一般社団法人薬学教育評価機構
評価実施員の選出に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「機構」という）評価事業基本規則第33条に定めるところにより、評価実施員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦母体)

第2条 評価実施員の候補者は、以下から推薦された者とする。

- (1) 社員である薬科大学・薬学部が推薦する現職の専任教員または基幹教員
- (2) 社員である日本薬剤師会および日本病院薬剤師会が推薦する薬剤師
- (3) 評価委員会が推薦する薬剤師育成の教育・研究に見識を持つ有識者

2 推薦された者は、本機構の評価者研修委員会が開催する評価者研修会の全課程を原則として受講しなければならない。

(評価実施員の選任)

第3条 評価実施員は、本機構評価事業基本規則第19条第2項に定めるところにより、評価実施員候補者の中から評価委員会が選任する。

(その他)

第4条 この規則の改廃は、評価委員会が決定する。

附則 この規則は、平成23年3月1日から施行する。

2 この改正規則は、平成30年12月18日から施行する。

3 この改正規則は、2024年4月1日から施行する。

評価事業基本規則施行細則第5号

守秘義務に関する規則

(目的)

第1条 一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「本機構」という）評価事業基本規則第4条の定めにより、本機構が行う薬学教育評価において、評価者の守秘義務に関する事項を定めることを目的とする。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かわる委員

(情報の範囲)

第3条 評価者が評価活動を通して収集した情報は、薬学教育評価以外の目的に使用してはいけない。

(守秘義務)

第4条 評価者は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはいけない。

- (1) 薬学教育評価申請大学（以下「当該大学」という）の評価者であること
- (2) 当該大学の評価活動を通して得られた情報
- (3) 当該大学の関係者の個人情報
- (4) 当該大学の評価にあたり、他の評価者の個人情報
- (5) その他総合評価評議会が必要とされる事項

2 この守秘義務は、評価活動終了後も継続するものとする。

(情報の管理)

第5条 評価者は、評価の過程で知り得た当該大学から提出された資料および情報、評価に関わる他の評価者の個人情報を厳重に管理すること。

- 2 本機構事務局から送付された当該大学に関する資料は評価終了後、すみやかに本機構事務局に返却しなければならない。
- 3 評価者は、評価の過程で記録した会議議事録および評価者や本機構事務局との間に取り交わした書簡（電子メールを含む）を当該大学の評価終了後に破棄する。
- 4 本機構事務局は、当該大学が提出した諸資料について、一部保存するほかは、外部に漏えいすることがないよう、適切な方法で処分する。

(その他)

第6条 この規則の改定は、総合評価評議会が決定する。

2 総合評価評議会は、この規則の改廃にあたり、評価に従事するすべての委員会から意見を聴くことができる。

附則 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

評価事業基本規則施行細則第6号
薬学教育評価機構の大学評価に従事する評価者
および本機構事務局職員倫理規則

(目的)

第1条 一般社団法人薬学教育評価機構（以下、「本機構」という。）は、薬学教育プログラムの評価に従事する評価者が、薬科大学・薬学部の質的向上および教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行うためにこの倫理規則を定める。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、薬学教育プログラムの評価を申請、または申請を予定している薬科大学・薬学部の役員および専任の教職員をいう。

(倫理規範)

第4条 評価者および本機構事務局職員は、その使命を自覚し、1～3号に掲げる事項を評価活動に係る倫理の保持をはかるために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 評価者および本機構事務局職員は、評価の過程で知り得た情報について、利害関係者あるいは第三者に漏らしてはいけない。
- (2) 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者から贈与等を受ける等の社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (3) 評価者および本機構事務局職員は、常に公私の別を明らかにし、評価に係る活動や地位を自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。

(講演等に関する規制)

第5条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて、本機構の評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編纂をしようとする場合は、あらかじめ本機構事務局長の承認を得なければならない。

(その他)

第6条 この規則の改廃は、総合評価評議会が決定する。

附則

- 1 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

一般社団法人 薬学教育評価機構
個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律および個人情報保護に関する法律施行例に基づき、一般社団法人薬学教育評価機構（以下「本機構」という）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、本機構の評価業務の適正・円滑な運営を実施しつつ、個人のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2) 個人データ

特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

(責務)

第3条 本機構は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに関連する権利や利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本機構の業務に従事している者は、この規則ならびに関連法令を遵守しなければならない。職務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理および保護を図るため、統括管理責任者と運用管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は理事長があたり、個人情報のための業務について責任と権限を持つ。

3 運用管理責任者は事務局長があたり、業務に係る個人情報の取得、利用、管理等の運用について、適正に処理する責任を持つ。

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の取り扱いに当たっては、本機構の業務の遂行上必要な範囲で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

2 本機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と同様の関連があると認められる範囲を超えてはならない。同様の関連性の有無についての判断は、総括管理責任者が行う。

(収集の制限)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正に行わなければならない。

- 2 個人情報は次にあげる場合を除き、本人から直接取得する。
 - 1) 本人の同意があるとき。
 - 2) 法令等に定めがあるとき。
 - 3) 出版、報道等により公表されているとき。
 - 4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 5) その他、本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 本機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知するか、または公表しなければならない。

- 2 本機構は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知するか、または、公表しなければならない。
- 3 前2項の規則は、次の場合には適用しない。
 - 1) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合。
 - 2) 利用目的を本人に通知し、または公表することによって本機構の権利または正当な利益を害する恐れのある場合。
 - 3) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れのある場合。
 - 4) 取得の状況から判断して、利用目的が明らかであると認められる場合。

(利用および提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1) 法令に基づいて利用し、または提供するとき。
- 2) 本人の同意に基づいて利用し、または提供するとき、および本人に提供するとき。
- 3) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 4) その他利用し、または提供することに、相当の理由があるとき。

(個人データの適正管理)

第9条 個人データは、定められた目的の範囲内で、正確、安全かつ最新のものとして保有しなければならない。

- 2 個人データは、漏えい、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。
- 3 不必要となった個人データは、確実かつ迅速に廃棄または消去されなければならない。

(苦情の処理)

第 10 条 本機構は、個人情報の取り扱いに対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい等の事実の追加)

第 11 条 本機構の役員および職員ならびに本機構の業務に従事する者により、保有する個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに総括管理責任者に報告するとともに、漏えいの内容を個人情報の本人に通知する。

附則 この規則は、平成 22 年 5 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

薬学教育評価 実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下、「機構」という。）が、「評価事業基本規則」に基づいて行う薬学教育評価（以下、「評価」という。）の実施に関する事項について定める。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、6年制薬学教育プログラム（以下、「薬学教育プログラム」という。）とする。

(評価の申請)

第3条 評価を受ける大学（以下、「受審大学」という。）は、第4条に定める「自己点検・評価書」と関連資料を添えて、所定の様式の申請書を機構（理事長宛）に提出する。

2 評価の申請は、評価実施年度の4月に受け付ける。

3 受理された申請は、原則として取り下げることができない。

(評価のプロセス)

第4条 受審大学は、申請前年度に機構の「評価基準」に従って自大学の「薬学教育プログラム」を自己点検・評価した上で「自己点検・評価書」を作成し、申請時に関連資料を添えて機構へ提出する。

2 機構は、受審大学が提出した「自己点検・評価書」と関連資料に対する書面調査および訪問調査に基づいて、その「薬学教育プログラム」を評価する。

3 機構は、評価委員会または評価チームの要求に基づき、評価実施中に追加の関連資料を受審大学に対して求めることがある。

4 機構が受審大学ごとに実施する評価の手順は、以下の通りとする。

① 評価チームが書面調査を行い、「評価チーム報告書案」を作成する。

② 機構は、質問事項を付して「評価チーム報告書案」を当該受審大学へ送付し、質問事項への回答と「評価チーム報告書案」に対する大学の意見を求める。

③ 評価チームが訪問調査を行う。

④ 評価チームは、書面調査と訪問調査の結果を基に「評価チーム報告書」を作成し、評価委員会に提出する。

⑤ 評価委員会は、「評価チーム報告書」を検討し、「評価報告書（評価委員会案）」を作成する。

⑥ 機構は、「評価報告書（評価委員会案）」を当該受審大学に送付し、事実誤認等の意

見申立てを受付ける。

- ⑦ 機構は、意見申立てに対する見解を速やかに当該受審大学に回答する。
- ⑧ 評価委員会は意見申立て等を検討の上、「評価報告書原案」を作成し、総合評価評議会に提出する。
- ⑨ 総合評価評議会は、「評価報告書原案」を審議し、「評価報告書」を決定し、理事会に報告する。

(評価の結果)

第5条 評価の結果は、「適合」、「不適合」の総合判定によって示す。

- 2 ただし、一部に改善すべき重要な問題点がある場合には、総合判定を保留し、評価を継続することがある。
- 3 機構は、総合判定にその根拠となる総評、項目ごとの概評、大学への提言を付記した「評価報告書」を作成する。なお、前項により評価を継続する場合でも、評価を継続すると判断した時点を基準とする「評価報告書」を作成する。

(評価結果の通知および公表)

第6条 機構は、「適合」および「不適合」の評価結果を「評価報告書」により申請者に理事長および総合評価評議会議長の連名で通知する。

- 2 第5条2項により評価が継続される大学に対しても、継続すると判定された時点を評価の基準とする「評価報告書」により、評価結果を申請者に理事長および総合評価評議会議長の連名で通知する。
- 3 機構は、申請者に通知した「評価報告書」を機構のウェブサイトへの掲載等の適切な方法で公表する。
- 4 機構は、大学から申請時に提出された「自己点検・評価書」および「基礎資料」を機構のウェブサイトに掲載する。ただし、大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等についてはこの限りではない。
- 5 機構は、「評価報告書」を文部科学省および厚生労働省へ提出する。

(評価の認定期間)

第7条 本評価において総合判定が「適合」となった場合の認定期間は、評価実施翌年度の4月1日から7年間とする。

- 2 受審大学は、前項の規定にかかわらず、いつでも評価の実施を求めることができる。

(情報公開)

第8条 機構は、「薬学教育プログラム」の評価の透明性・客観性を高めるために、機構活動に関わる事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報につい

ても、可能な限り、機構のウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

- 2 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、原則として開示する。
- 3 各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の開示に当たっては、当該大学と協議を行うこととする。

(大学への提言への対応)

第9条 大学への提言は、長所、助言、改善すべき点で構成する。

- 2 総合判定が「適合」であっても、大学は、改善すべき点で指摘された問題について原則として本評価実施の翌年度から3年以内に、所定の様式の「提言に対する改善報告書」を作成し、機構に報告しなければならない。
- 3 機構は、「提言に対する改善報告書」を評価委員会で検討し、作成した審議結果案を大学に確認した後、総合評価評議会の審議を経て、公表する。
- 4 助言は、改善を義務付けるものではないが、大学は、評価実施翌年度から原則として3年以内に、大学としての対応を所定の様式の「提言に対する改善報告書」を作成して機構に報告するものとする。機構は報告内容を公表する。

(再評価)

第10条 第5条2項により、評価が継続された大学は、評価実施翌年度から原則として3年以内に、継続の理由として指摘された「薬学教育プログラム」の問題点を改善し、再評価を申請しなければならない。

- 2 再評価の申請は、前項に定める期間内の毎年度3月末日までに、所定の様式の「再評価申請書」、「再評価改善報告書」および添付資料等を理事長に提出することにより行う。
- 3 再評価では、評価委員会が指名する評価チームが「再評価改善報告書」および添付資料等に対する書面調査、ならびに訪問調査を行う。
- 4 再評価では、評価チームの報告に基づいて評価委員会が再評価の対象となった問題点の改善結果を評価し、本評価の結果と併せて、当該大学の「薬学教育プログラム」に対する総合判定を「適合」または「不適合」とした「再評価報告書」を作成する。
- 5 「再評価報告書」には、総合判定、総評のほか、改善すべき点および助言を付すことがある。
- 6 「再評価報告書」は総合評価評議会の審議を経て決定する。
- 7 機構は、再評価の結果を「再評価報告書」によって大学に通知し、これを公表する。
- 8 再評価の手続が期限内に行われなかった場合は、すでに公表されている本評価段階での「評価報告書」に「不適合」の総合判定と経緯の説明を付して公表する。
- 9 再評価では、総合判定を保留して評価を継続することはない。
- 10 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算

した正規の認定期間の残りの期間とする。

(追評価)

第11条 本評価において「不適合」と判定された大学は、1回に限り、「不適合」の理由として指摘された「薬学教育プログラム」の問題点を改善し、追評価を申請することができる。

2 追評価の申請は、評価実施翌年度以降、毎年度の3月末日までに、所定の様式の「追評価申請書」および「追評価改善報告書」ならびに添付資料等を機構（理事長宛）に提出することによって行う。

3 追評価では、評価委員会が指名する評価チームが「追評価改善報告書」および添付資料等に対する書面調査、および訪問調査を行うことを原則とする。ただし、評価委員会が書面調査のみで改善が確認できると判断した場合は、訪問調査を省略することがある。

4 追評価では、評価チームの報告に基づいて評価委員会が本評価において「不適合」の理由となった問題点の改善結果を評価し、本評価の結果と併せて、当該大学の「薬学教育プログラム」に対する総合判定を「適合」または「不適合」とした「追評価報告書」を作成する。

5 「追評価報告書」には総合判定、総評のほか、改善すべき点および助言を付すことがある。

6 「追評価報告書」は、総合評価評議会の審議を経て決定する。

7 機構は、追評価の結果を「追評価報告書」によって大学に通知し、これを公表する。

8 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とする。

(異議申立て)

第12条 総合判定が「適合」とならなかった大学に対しては、その結果（「不適合」、「評価継続」）の変更を求める異議申立ての機会を設ける。

2 異議申立ては、「評価報告書」を受領してから2週間以内に所定の様式の「異議申立書」を作成し、機構理事長に提出する。

3 異議申立てのあった場合には、「評価報告書」公表時に異議申立てのあったことを公表する。

4 「異議申立書」は、総合評価評議会において選任された異議審査委員から構成される委員会において、速やかに審査される。

5 異議審査委員会は、審査の結果について「異議審査報告書」を作成し、総合評価評議会に提出する。

6 総合評価評議会は、提出された「異議審査報告書」を審議し、その結果を「異議審査書」として、本機構理事長が大学に通知する。

7 「異議審査書」は、印刷物としての刊行または機構のウェブサイトへの掲載等の適切

な方法で公表する。

8 大学は、「異議審査書」に対して異議を申立てることはできない。

(評価手数料)

第13条 受審大学は、別に定める評価手数料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 評価手数料など、評価申請に要する諸費用については、別途定める。

(評価後の重要な変更の届出)

第14条 評価で「適合」となった大学は、評価に関わる教育研究活動等に重要な変更が生じた場合、変更後3ヶ月以内にその内容を機構に届出なければならない。

2 前項の届出に対して機構は、総合評価評議会において当該大学の意見を聴取して「評価報告書」に当該事項を付記する等、必要に応じた措置を講じる。

3 届出の方法、審査体制、届出対象範囲、通知方法等は別途定める。

(認定の取消し)

第15条 評価で「適合」となった大学において、第7条(再評価、追評価の場合はそれぞれの対応する条項)に定める期間内に、「自己点検・評価書」や機構に届け出ている基本情報等の内容において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など、評価の結果に影響を与える意図的操作が認められることが判明したときは、総合評価評議会の判断により「認定」を取消すことがある。

(改正)

第16条 この規則の改正は、総合評価評議会において行う。

附則

1 本規則は、平成24年11月15日から施行する。

2 本規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 本規則は、平成29年4月1日から施行する。

※ただし、第10条の改定箇所の適用は平成28年度に評価継続と評価された大学からとする。

4 本規則は、平成30年4月1日から施行する。

5 本規則は、2019年4月1日から施行する。

※ただし、第9条第4項の改定箇所の適用は第2期受審大学からとする。

6 本規則は、2020年4月1日から施行する。

※ただし、第6条第1項、第2項、第3項の改定箇所の適用は第2期受審大学からとする。

7 本規則は、2022年12月20日から施行する。

薬学教育評価 適合認定マークの使用に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「機構」という。）における「薬学教育評価 適合認定マーク」（以下「適合認定マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適合認定マークの意義）

第 2 条 適合認定マークは、機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施し、「適合」の総合判定を受けた大学の薬学教育プログラムの質を保証し、社会に示すものである。

（適合認定マークの発行）

第 3 条 機構は、認定期間が明記された適合認定マークを大学に発行する。

（適合認定マークの使用）

第 4 条 適合認定マークは、第 3 条に示す認定期間内および下記に該当する範囲で使用を許可するものとする。

- （1）大学のパンフレットなど広報活動用媒体
 - （2）大学の名称が記載されている封筒や用紙類
 - （3）大学に従事する者が業務範囲で使用する名刺や名札
 - （4）大学が開設している Web サイト
 - （5）看板、ポスター、広告など大学が出稿主である PR 媒体
- 2 大学は、薬学教育評価実施規則第 15 条に基づき認定の取り消しとなった場合は、適合認定マークの使用を直ちに中止しなければならない。
- 3 機構理事長は、第 1 項および第 2 項の定めが遵守されない場合は、大学に使用の中止を求めることができる。

（適合認定マークの再発行）

第 5 条 適合認定マークの再発行を希望する大学は、所定の手続きをもって再発行を申請することができる。

（適合認定マークのデザインおよび使用留意事項）

第 6 条 適合認定マークのデザインおよび使用留意事項については、別紙のとおりとする。

附 則 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

<適合認定マーク>

※ 認定期間は、認定証に明記されたもの。



<適合認定マークの使用留意事項>

- (1) 適合認定マークを使用する場合は、所定の「JABPE 適合認定マーク使用申請書」により申請し、許諾番号を得てください。
- (2) 適合認定マークの画像データは、必ず認定年度に応じて機構から送信された電子データを原データとして使用してください。
文字・記号の追加・削除は認められません。また、文章などの表記を追加する場合は内容を同時に申請し、許諾を受けてください。
- (3) 適合認定マークの部分使用は認められません。また、ぼかし・影付きなどの効果の追加も認められません。
- (4) カラーで使用する場合は指定通りとし、色の変更は認められません。また、単色で使用する場合は「黒色」とし、白黒の反転は認められません。
- (5) 以下の変更は認められません。
 - ① 枠を付ける。
 - ② 他のデザインの中に組み込む。
 - ③ 文字を重ねる。
- (6) 縦横比の変更は認められません。
適宜縮小・拡大することは可能とします。ただし、名刺への使用の場合を考慮し、外径 1.5cm の大きさを最小サイズとします。
- (7) 適合認定マークを Web サイト上で表示する場合は、可能な限り機構 Web サイトへのリンクを設定するようにご協力をお願いします。
<https://www.jabpe.or.jp>
- (8) 適合認定マークの使用に伴う費用は全て大学の負担となります。また、適合認定マークの使用により発生する問題については、機構は一切その責任は負いません。
- (9) 以上の内容を逸脱して使用した場合は、機構はその許可を取り消します。
- (10) 上記以外は、商標法その他の法令に準じます。

評価手数料規則

（目的）

第 1 条 この規則は、一般社団法人薬学教育評価機構が実施する 6 年制薬学教育プログラムの評価に関する評価手数料について定める。

（評価手数料）

第 2 条 本評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たり 3,000,000 円とする。

2 再評価および追評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たりそれぞれ 1,200,000 円とする。

3 前各項に定める評価手数料は、消費税分を上乗せして納入しなければならない。

（納入）

第 3 条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

（返却）

第 4 条 納入された評価手数料と消費税は原則として返却しない。

（改定）

第 5 条 この規則は、理事会の決議によって改定することができる。但し、第 2 条第 1 項及び第 2 項に関しては社員総会の承認を必要とする。

附則

1. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。
3. この規則は、2020（令和 2）年 8 月 28 日から施行する。

6 年制薬学科を有する薬学部専任教員数に関する大学設置基準等の抜粋と計算例

◇ 大学設置基準（令和 4 年改正前）より抜粋

（専任教員制）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

◇ 大学設置基準（令和 4 年改正前）：別表第一イ（1）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600	28

- 備考 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、薬学関係にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。（備考五、六 省略）
- 七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。（備考八 省略）
- 九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一の適用については下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
- 十 薬学関係の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

☆ 大学設置基準別表第一イ備考九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件（平成16年12月15日文部科学省告示第175号）

- 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。
- 2 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

☆ 大学設置基準による6年制学科の専任教員数（基礎資料5表1の基準数）の計算例

（例1） 6年制学科単科で、入学定員180人（収容定員1,080人）の場合

600人まで 基礎教員数28人（別表第一・一学科で組織する場合）に、
 600人を超える学生に対して $(1,080 - 600) \times 6 \text{人} / 600 = 4.8 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$ を加え
 （別表第一 備考4、小数点以下に数字がある場合、切り上げる）
 合計33人の専任教員が必要。

（例2） 6年制学科（入学定員120人定員：収容定員720人）と、4年制学科（入学定員60人：収容定員240人）がある場合

360人まで 基礎教員数22人（別表第一 備考九）に、
 360人を超える学生に対して $(720 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 3.6 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$ を加え
 合計26人の専任教員が必要。

（例3） 6年制学科が2学科ある（入学定員100人、入学定員80人）場合、下表を使い、2学科それぞれに基礎教員数を16人として計算する。

学部の種類	二以上の学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	240～360	16

入学定員100人（収容定員600人）の学科は、360人までの基礎教員数16人に、
 360人を超える学生に対して、 $(600 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 2.4 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$ を加え19人。
 入学定員80人（収容定員480人）の学科は、360人まで基礎教員数16人で、360人を超える学生に対して、 $(480 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 1.2 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$ を加え18人。2学科で合計37人の専任教員が必要。

6 年制薬学科を有する薬学部 of 基幹教員数に関する大学設置基準等の抜粋と計算例

◇ 大学設置基準（令和 4 年 10 月 1 日施行）抜粋

(基幹教員数)

第十条 大学における基幹教員の数、は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数を合計した数以上とする。

(共同学科に係る基幹教員数)

第四十六条 共同学科に係る基幹教員数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（１）若しくは（２）の表の中欄又はロの表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。）以上とする。

２ 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

３ 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（１）若しくは（２）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める基幹教員数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る基幹教員数は、最小大学別基幹教員数以上とする。

◇ 大学設置基準（令和 4 年 10 月 1 日施行）：別表第一イ（１）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	基幹教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600	28

備考 一 この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（（２）の表及び別表第二において同じ）。

二 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる（（２）及びロの表において同じ。）。

三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く）を算入することができる。ただし、前号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする（（２）の表において同じ。）。

四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき基幹教員六人）の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。

（備考五、六省略）

七 二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は（２）の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

（備考八 省略）

九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

- ☆ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ備考第十号の規定に基づき、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について次のように定める。（平成16年文部科学省告示第175号の令和4年一部改正後より抜粋）

1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する基幹教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。

2 略

 <薬学部の基幹教員数（基礎資料5-1表2の基準数）の計算例>

- （例1） 6年制薬学科単科で、入学定員180人（収容定員1,080人）の場合
 600人まで 基幹教員数28人（別表第一イ・一学科で組織する場合）に、
 600人を超える学生に対して $(1,080 - 600) \times 6 \text{人} / 600 = 4.8 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$ を加え
 （別表第一 備考4、小数点以下に数字がある場合、切り上げる）
 合計33人の基幹教員が必要。
- （例2） 6年制薬学科（入学定員120人定員：収容定員720人）と、4年制学科（入学定員60人：収容定員240人）がある場合
 360人まで 基幹教員数22人（別表第一イ（1）備考九）に、
 360人を超える学生に対して $(720 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 3.6 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$ を加え
 合計26人の基幹教員が必要。
- （例3） 6年制学科が2学科ある（入学定員100人、入学定員80人）場合、下表を使い、
 2学科それぞれに基幹教員数を16人として計算する。

学部の種類	二以上の学科で組織する場合	
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)	収容定員	基幹教員数
	240～360	16

入学定員100人（収容定員600人）の学科は、360人までの基幹教員数16人に、
 360人を超える学生に対して、 $(600 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 2.4 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$ を加え19人。
 入学定員80人（収容定員480人）の学科は、360人まで基幹教員数16人に、360人を超える学生に対して、 $(480 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 1.2 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$ を加え18人。
 2学科で合計37人の基幹教員が必要。

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン

平成28年3月31日

中央教育審議会大学分科会大学教育部会

はじめに～本ガイドラインの位置付け～

- 先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現在の社会において、個人の充実した人生と社会の持続的発展を実現するためには、一人一人がこれまで以上に自らの能力を磨き、高めていくことが不可欠である。そのための鍵として特に重要なのは大学教育である。大学には、学術研究を通じて新たな知を創造するとともに、自らの教育理念に基づく充実した教育活動を展開することにより、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成することが求められる。
- このような大学教育への質的転換を図るため、各大学において「卒業認定・学位授与の方針」（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、「教育課程編成・実施の方針」（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）及び「入学者受入れの方針」（以下「アドミッション・ポリシー」という。）の三つのポリシーを策定することの重要性については、これまでも中央教育審議会における累次の答申等において指摘されてきた。
- このことを踏まえ、各大学においても積極的な取組がなされ、近年多くの大学で三つのポリシーが策定されるようになってきている²が、その内容については、抽象的で形式的な記述にとどまるもの、相互の関連性が意識されていないものも多いことなどが指摘されている。
- 他方、高等学校においては平成 25 年度入学者から現行学習指導要領が順次適用され、平成 28 年度には、その下で教育を受けた学生が大学へ入学することになる。現行学習指導要領では、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度の育成が目指されている。さらに、次期学習指導要領の策定に向けて、高等学校を含む初等中等教育について「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善に関する議論が行われている。
- こうした高等学校教育の変容を受けて、大学教育にもその一層の改革が求められており、特に、各大学の教育理念にふさわしい入学者を受け入れるための大学入学者選抜の在り方をより適切なものに改善すること、単なる授業改善にとどまらず、大学として体系的で組織的な教育活動を展開することや学生の能動的・主体的な学修を促す取組を充実すること、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むことが急務となっている。これらは、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的な改革の観点からも不可欠の課題である。
- 三つのポリシーは、各大学におけるこのような改革を実現する上での指針として極めて

¹ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条では、「大学（…）は、（…）大学を卒業した者に対し学士の学位を（…）授与するものとする。」とされており、卒業認定と学士の学位授与とは実質的に一体のものとなっている。

² 文部科学省の調査によれば、平成 25 年度時点で、ディプロマ・ポリシーについては 684 大学（93%）、カリキュラム・ポリシーについては 684 大学（93%）、アドミッション・ポリシーについては 709 大学（96%）において策定済みとなっている（いずれも、全ての学部において定めている大学数。（ ）内は、回答数を母数とした割合。）。

重要な役割を担うものであり、今般、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）が改正され、全ての大学は、三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表するものとされた。

- 本ガイドラインは、今後の各大学における三つのポリシーの策定と運用の指針となるよう、これまでの中央教育審議会答申等の提言も踏まえつつ、各大学に留意いただきたい事項を整理したものである。当然ながら、本ガイドラインに例示されている事項の全てを各大学に求める趣旨のものではない。各大学において、教学を担う学長のリーダーシップの下で、本ガイドラインを積極的に活用しながら、個々の建学の精神や強み・特色等を踏まえ、三つのポリシーが適切に策定され、それらに沿った充実した大学教育が自主的・自律的に展開されることを期待する。

1 三つのポリシーの一体的な策定の意義

- 三つのポリシーの策定の重要性について、例えば、「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申。以下「学士課程答申」という。）では以下のように指摘している。

改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においては、我が国の学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程（プログラム）としての「学士課程教育」という概念が未定着であることと指摘した上で、以下のように提言している。

成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。

- このように、三つのポリシーは、各大学が自らの理念を常に確認しながら、各大学における教育の不断の改革・改善に向けたサイクルを回す起点となるものである。
- 過去の答申におけるこのような考え方を踏まえると、三つのポリシーを構成する各ポリ

シーについての基本的な考え方は、一般的に以下のように整理することができる。

ディプロマ・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
アドミッション・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すもの。 ※（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- 大学教育の質的転換に向け、各大学には、それぞれの教育理念を踏まえて三つのポリシーを策定し、それらに基づき、「自らの教育理念の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」という観点から、大学教育の「入り口」（入学者選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの教育の諸活動を一貫したものとして再構築し、その効果的な実施に努めることにより、学生に対する教育をより密度の濃い、充実したものにすることが期待される。
- 同時に、各大学には、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を、点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ実施することにより、学生の学修成果を向上させ、学位授与にふさわしい人材を育成し、社会へと送り出すことが求められる。
- 三つのポリシーを一体的に策定し、公表することは、例えば以下に示すように、大学自身はもとより、入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、さらには社会にとっても大きな意義があると考えられる。

◇大学にとっての意義

- ・ 大学が、自らの定める目標に照らし、自大学における諸活動について点検・評価を行い、その結果に基づいて改革・改善を行い、その質を自ら保証する営み（内部質保証）を教育活動において確立するための指針となる。
- ・ 体系的で組織的な大学教育の実現に向け、これに関わる全ての教職員が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するのかを共通理解し、連携して取り組むことを可能とする。
- ・ 大学の持つ資源の戦略的・重点的な配分の企画立案、実施に効果的に活用できる。
- ・ 高等学校卒業生だけでなく、留学生や社会人を含め、これまで以上に多様な学生を受け入れるに当たり、大学がどのような個性・特色、魅力を持ち、どのような有為な人材を育成できる

かということを対外的に示すことができる。

◇入学希望者・学生及びその保護者、高等学校関係者にとっての意義

- ・ 大学への入学希望者や学生、保護者、高等学校関係者等にとって、三つのポリシーは相互のコミュニケーションを改善し、接続を円滑化する上で大学からの重要なメッセージとなる。
- ・ 具体的には、例えば、入学希望者にとっては、当該大学でどのような教育研究が行われているのかをあらかじめ認識し、入学後の学修方法・学修過程や卒業までに求められる学修成果についてあらかじめ見通しを持ち、学びたい内容に照らして大学を選ぶことが可能となるとともに、大学が初等中等教育段階におけるどのような学習成果を求めているのか、入学までに何を身に付けなければならないのかが明確になる。
- ・ 学生にとっては、自らの学ぶ教育課程の目標や構造などを十分に理解した上で、個々の学修活動に自覚的に取り組むことで、学問に主体的に向き合い、より密度の濃い学修成果を得ることが可能となる。
- ・ また、高等学校等において、個々の大学の強みや特色等を踏まえ、生徒一人一人の将来目標を実現するという観点からの進路指導が促進される。

◇社会にとっての意義

- ・ 大学がどのような教育を行っているかが可視化されることにより、社会（地域社会、国際社会、産業界等）と大学との間で育成すべき人材像の共有や相互に連携した取組が可能になり、大学と社会との接続や相互の協働が改善される。

- このような三つのポリシーの意義が十全に発揮されるよう、各大学においては、以下に示すような事項に留意しながらその効果的な策定・運用（各ポリシーに基づく教育活動の評価・改善を含む。）に取り組むことが求められる。

2 三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項

（１）三つのポリシーの策定単位

- 三つのポリシーの策定単位については、具体的には各大学で適切に判断すべきものであるが、「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日中央教育審議会答申）等において、今後の大学教育については、学位の取得を目指す学生の視点に立って、学位取得のために求められる知識・能力をあらかじめ明示し、学生が当該知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備することが提言されていることなどを踏まえれば、三つのポリシーは、そのような教育課程（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程（以下「学位プログラム」という。））ごとに策定することを基本とすることが望ましいと考えられる。
- 一方、各大学の実情に応じて、例えば、学位プログラムごとのポリシーとは別に、全学や学部・学科等を策定単位として各ポリシーを策定することも考えられる。この場合、全

学としてのポリシーから教育課程ごとのポリシーまでが一貫性のあるものとして策定されるよう留意することが重要である。

- なお、いずれの場合においても、三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる。教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究³の充実など、より実効性のあるポリシーの策定に向けた体制の整備も有意義である。
- また、当然のことながら、必ずしも三つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めることができるようアドミッション・ポリシーにおいて入学者の募集単位を学位プログラムを超えて大きくくり化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して一つのアドミッション・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることとなることも考えられるところである。ただし、このような場合においても、三つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められる。

（２）三つのポリシー相互の関係

- 三つのポリシーの中でも、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの二つは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。
- アドミッション・ポリシーについても、入学希望者に対し、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度などを示すという意味では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一貫性あるものであることが求められる。
- 他方、大学教育においては、多様な学生が、主体的に、また他者と協働して学修に取り組む中で、様々な立場やものの見方についての相互理解を深めたり、切磋琢磨^{せつさたくま}したりすることが重要である。このため、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつも、三者の間の一体性を過度に強調することで、その内容が狭い範囲に限定された硬直的なものとなり、受け入れる学生の多様性を損なったり、大学教育の意義を減じたりすることのないよう、各大学において十分に配慮することが求められる。

（３）三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項

- 三つのポリシーの策定に当たっては、例えば以下のような点に留意することが重要と考

³ インスティテューショナル・リサーチ（IR）と呼ばれる。

えられる。

(総論)

- ・ 各大学における教育研究の特性を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定するとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること。
- ・ 当該大学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような内容と表現とすること。

(ディプロマ・ポリシーについて)

- ・ 各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するように、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること。
- ・ 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと。その際、学士課程答申で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえるとともに、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」等も参考とすることが考えられること。
- ・ 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること。

(カリキュラム・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示すこと。その際、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること。
- ・ 卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと。特に、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ること。

(アドミッション・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、できる限り具体的に示すこと。また、必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示すこと。

- ・ 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと。

3 三つのポリシーの運用に当たり留意すべき事項

(1) 三つのポリシーに基づく大学教育のPDCAサイクル

- 大学教育を充実させるためには、三つのポリシーを起点とするPDCAサイクルをポリシーの策定単位ごとに確立し、教育に関する内部質保証を確立することが必要である。例えば、三つのポリシーの策定単位が学位プログラムであったならば、当該学位プログラムの教学マネジメントを担う者において、三つのポリシーの策定を通じて具体化された入学者選抜、教育の実施及び卒業認定・学位授与の各段階における目標（「P」）が、各ポリシーに基づいて実施される入学者選抜及び体系的で組織的な教育（「D」）を通じて達成されたかどうかを自己点検・評価（「C」）し、学位プログラムについて必要な改善・改革（「A」）を行っていくサイクルを回していくことが求められる。
- また、大学教育の充実のためには、こうしたポリシーの策定単位レベルだけでなく、例えば、各授業科目のレベルにおいても、各教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえながら、授業改善に向けたPDCAサイクルを機能させることが重要である。
- さらに、各大学において、三つのポリシーの策定単位ごとの取組全体を俯瞰した全学的な規模での教学マネジメントを構築することも求められる。

(2) 三つのポリシーに基づく、入学者選抜及び体系的で組織的な教育の実施

- 各大学においては、三つのポリシーに基づき、適切な方法で入学者選抜を行うとともに体系的で組織的な教育を展開し、学生の能動的な学修の充実を図ることが求められる。そのために、例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ アドミッション・ポリシーを具現化し、学力の3要素を多面的・総合的に評価するための適切な評価方法の活用
- ・ 多様な背景を持つ学生の受入れに向けた多角的な選抜方法の工夫
- ・ 地域社会、国際社会、産業界等の社会との接続、大学院教育との接続等を見通したカリキュラム編成
- ・ カリキュラムを構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法等を記載したシラバスの作成と組織的なチェックによる、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認、及び教員間や教員と学生間での共有化
- ・ カリキュラム・ポリシーを具体化し、可視化して共有するためのカリキュラム・マップや履修系統図の活用

- ・ ナンバリングの活用等によるカリキュラムの体系性や国際通用性の担保
- ・ 開設授業科目数の精選，履修科目の登録上限（CAP制）の設定など，教員の授業内容の充実や学生の学修時間の増加による単位制度の実質化のための取組の充実
- ・ 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク，集団討論，反転授業等の学修方法の充実，事前事後の学修課題の充実
- ・ 学生の主体的な学修を促すための教材の開発，学修支援の充実
- ・ GPA⁴の進級判定・卒業認定及び学修支援への活用
- ・ ラーニング・コモンズや図書館など，学生の能動的学修を可能とする環境の整備
- ・ 留学，インターンシップ，フィールドワーク等のプログラムの充実

- 各大学においては，大学教育を通じて「学生が何を身に付けたか」という観点を重視して個々の学生の学修成果の把握・評価を行い，どのような評価の基準や方法に基づき大学として卒業を認定し，学位を授与したかについての説明責任を果たせるようにすることが求められる。そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ 学修成果の具体的な把握・評価方法（ルーブリック，アセスメント・テストのような直接的な方法，学修行動調査のような間接的な方法等），より効果的な公示方法等の開発・実践
- ・ 学修ポートフォリオの活用など個々の学生による学修履歴の記録，振り返り，学修デザインの支援

- 学生の教育に関わる全ての教職員が三つのポリシーを共通理解し，連携して質の高い教育に取り組むことができるようにすることが重要であり，そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD），スタッフ・ディベロップメント（SD）の充実
- ・ 教員の教育活動に関する評価の充実とその結果の処遇等への反映
- ・ 教学マネジメントに関わる専門的職員の職務の確立・育成・配置
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）等の教育支援スタッフの充実

（３）三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と改善，情報の積極的な発信

- 各大学においては，三つのポリシーを踏まえ，自らの取組についての点検・評価に取り組む必要がある。
- 自己点検・評価については，まず，三つのポリシーの策定単位ごとに，大学入学者選抜，カリキュラムの内容・学修方法・学修支援，学修成果，教員組織，施設・設備，社会との

⁴ Grade Point Average の略。授業科目ごとの成績について，例えば５段階（A,B,C,D,E）のレター・グレードで評価した上で，それぞれに対して４・３・２・１・０のようにグレード・ポイント（GP）を付与し，その平均を算出して評価を行う制度。

接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性について行うことが考えられる。その際、例えば、地域社会や産業界など学外の参画を得て客観的な視点を取り入れるなどの工夫を講じることも有効と考えられる。

また、全学的な方針や複数の学位プログラムを横断するような取組事項がある場合は、それらの成果の把握や大学レベルでの点検・評価にも取り組むことが求められる。

さらに、学生の卒業後の追跡調査等を行うことなども考えられる。

- 自己点検・評価に当たっては、教育活動に関しては定量的な評価のみならず定性的な評価も重視することが重要であることに留意しつつ、可能なものについては可視化に努めることが求められる。
- 以上のような自己点検・評価の結果や、定期的な第三者評価（認証評価等）における指摘を踏まえ、改革・改善に取り組むことが求められる。

その際、必要があれば三つのポリシー自体についての見直しを行うことも含め、PDCAサイクルを実効性を持って機能させるための不断の取組が必要である。

- さらに、大学に対する関係者の適切な理解を得るとともに、社会との協働を一層推進して大学教育の充実を図るためには、三つのポリシーに基づく教育の実績に関しての積極的な情報の公開が不可欠である。各大学においては、様々な手段を活用しながら、自らの教育理念やそれを踏まえた教育活動、教育環境等の実情、学生の学修状況等について、より分かりやすく積極的な情報発信に努めることが求められる。

「薬学教育シラバス」に記載する項目の例示

1) カリキュラム全体にかかわる事項の記載

- ・カリキュラム・マップ
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラムの学生への紹介（学生便覧等でも可）
- ・実務実習モデル・コアカリキュラムの学生への紹介（学生便覧等でも可）

2) 各科目についての基本的記載項目

- ・授業科目名
- ・担当教員および所属
- ・履修年次
- ・必修・選択科目の区別
- ・単位数
- ・授業概要および目標※
- ・大学独自の薬学専門教育に相当する内容の明示
- ・授業方法（講義、演習、実習、体験学習、SGD、PBL、ロールプレイ、e-learning など）を具体的に明記
- ・授業計画（1 回ごとの授業内容および薬学教育モデル・コアカリキュラムとの対応）
- ・成績評価の基準および方法（試験、レポート、観察記録等）
- ・進級基準（学生便覧でも可）
- ・教材（教科書、参考書など）
- ・オフィスアワー
- ・他領域の科目との繋がり

※ ここで言う「目標」とは、令和 5 年度以前の入学生対象の科目については、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度版）の一般目標（G I O）および到達目標（S B O s）の両方に相当します。一方、令和 6 年度以降入学生対象の科目については、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度版）に示された「概念化した学修目標」が相当します。

上記の内容は、「第 2 回薬学教育第三者評価に関するワークショップ」（機構主催、平成 20 年 8 月 27 日）において、「薬学教育評価のエビデンスとしてのシラバス～現在のシラバスは薬学教育プログラムの内容を適切に表していますか？～」をテーマに協議した結果を受けて、全国薬科大学長・薬学部長会議（平成 20 年 11 月 21 日）に薬学教育評価のエビデンスとなりうるシラバスの作成に向けて、平成 21 年度よりシラバスおよび関連資料に記載するよう努める項目、および、その項目を掲載した「薬学教育評価のエビデンス」となりうるシラバスを『薬学教育シラバス』と称することを提案し、承認されたものです。

平成 23 年度に実施したトライアル評価を機に、本機構評価委員会において、あらためて上記の項目をシラバスに記載することを薬学部薬学科に依頼することを決定しました。なお、令和 4 年度の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に合わせ、令和 6 年度の本機構評価委員会において「他領域の科目との繋がり」を追加するとともに、※の記述を追記修正しました。

発行日：2025 年 1 月 6 日

編集・発行：一般社団法人 薬学教育評価機構 事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会会長井記念館 1 階

Phone：03-6418-4797 Fax：03-6418-6599

URL：<https://www.jabpe.or.jp>